

官報

号外 昭和三十年七月二十六日

○第二十二回衆議院會議録第四十七号

昭和三十年七月二十六日(火曜日)

議事日程 第四十六号

昭和三十年七月二十六日

午後一時開議

第一 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件

第二 特別四問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

●本日の会議に付した案件

日程第一 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件

日程第二 特別四問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

クリーニング法の一部を改正する法律案(大石武二君外八名提出)

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(植村武一君外十六名提出)

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出)

午後一時三十分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

第一 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件

第二 特別四問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(益谷秀次君) 日程第一、関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件、日程第二、特別四問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。外務委員会理事大橋忠一君。

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件
関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書

への署名について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書

関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)の締結国政府(以下「現締結国」という。)及び日本国政府は、

一般協定への日本国の加入のための交渉の結果を考慮して、それぞれの代表者を通じて次のとおり協定した。

1 (a) 日本国は、この議定書が効力を生じた時から、暫定的に、かつ、この議定書の規定に従い、次の規定を適用しなければならない。

(i) 一般協定第一部及び第三部の規定
(ii) この議定書の日付の日以後、効な日本国の法令に反しない最大限度において、一般協定第二部の規定

(b) 一般協定第一条に定める義務で第三部の規定に関連するもの及び第二条2(b)に定める義務で第六部の規定に関連するものは、この項の規定の適用上、一般協定第二部に属するものとす。

(c) 一般協定の適用上、この議定書の附属書Bの譲許表は、それが10の規定に従って効力を生じた時から、日本国に関する一般協定の譲許表とみなす。

(d) 千九百五十一年九月八日の日本国との平和条約第三条に掲げるいすれかの島の地位が同条約の規定に基づき暫定的である間は、一般協定の規定は、その島に適用されないものとし、また、日本国が現在その島に手えている待遇の変更を要求するものではない。

2 日本国は、この議定書が10の規定に従って効力を生じた時から、一般協定第三十二条にいう締結国となる。

3 10の規定にかかわらず、いすれかの現締結国に関する譲許表に定める譲許でこの議定書の附属書Aに掲げるものは、一般協定の締結国の書記局長(以下「書記局長」という。)がその締結国からそれらの譲許を適用すべき旨の通告を受領していない限り、その締結国に對して効力を生じない。その受領の後には、それらの譲許は、その締結国に對し、この議定書が10の規定に従って最初に効力を生ずる日と書記局長が前記の通告を受領した日の後二十日目の日のうちいすれかおそい日に効力を生ずる。

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名についてを認めるの件(外二件) 六九八

それらの譲許が効力を生じた時から、当該譲許表は、その締約国に関する一般協定の譲許表とみなす。

4 この議定書が効力を生じた後は、日本国又は前項の通告を行つた現締約国は、この議定書の附属書A又は附属書Bの当該譲許表に定める譲許であつて、同項の通告を行つていない現締約国との間で最初にそれについての交渉が行われたと日本国又はその通告を行つた締約国が認めるものについて、は、いつでもその全部又は一部を停止し、又は撤回することができ、ただし、

(1) 前記の譲許の全部又は一部を停止し、又は撤回する政府は、その停止又は撤回の日の後三十日以内にすべての締約国にこの旨を通知し、かつ、要請があつたときは、当該産品について実質的な利害関係を有する締約国と協議しなければならず、また、

(ii) 前記の譲許のうち停止され、又は撤回されたものは、それについて最初に交渉した政府が前項の通告を行つた日の後三十日目の日から適用されなければならない。

5 (a) 一般協定第二条中協定の日付に言及する場合において、こ

の議定書に附属している譲許表については、これをこの議定書の日付と読み替えて、適用する。

(b) 一般協定第五条6、第七条4(d)及び第十条8(c)中協定の日付に言及する場合において、日本国については、これを千九百四十八年三月二十四日と読み替えて、適用する。

(c) 一般協定第十八条11中千九百四十七年九月一日及び千九百四十七年十月十日に言及する場合において、日本国については、これを、それぞれ千九百五十五年三月一日及び千九百五十五年五月一日と読み替えて、適用する。

(d) 一般協定第二十八条1にいう日は、この議定書に附属している譲許表については、千九百五十八年一月一日と読み替えて、適用する。

6 (a) 日本国が適用する一般協定の規定は、国際連合貿易雇用会議準備委員会第二期の最終議定書に附属する協定文に含まれてゐる規定で、日本国がこの議定書に署名する日までに効力を生じた文書による訂正、改正、補正その他の修正が行われたものとする。

(b) 日本国によるこの議定書への署名は、締約国により作成されて受諾のため開放された文書で日本国がこの議定書に署名する時には効力を生じていないものに定める一般協定の訂正、改正、補正その他の修正の受諾及び一般協定の譲許表の適用の継続に関する千九百五十五年三月十日の宣言の受諾を構成し、その受諾は、日本国が締約国となる時に効力を生ずる。ただし、その署名は、締約国によりその第九会期において作成された一般協定の改正に関する三議定書及び貿易協力機関に関する協定の受諾を構成するものではない。

7 日本国は、この議定書に署名した後、一般協定の暫定的適用を撤回することができるものとし、その撤回は、書記局長がその撤回の通知を受領した日の後六十日目の日に効力を生ずる。

8 (a) 日本国は、この議定書に署名した後において、前項の規定による撤回の通知をしなかつたときは、一般協定が同協定第二十六条の規定に従つて効力を生ずる日以後、加入書を書記局長に寄託することにより、この議定書に定める条件で適用があるものに基づいて一般協定に加入することができる。その加入は、加入書の

寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(b) (a)の規定による一般協定への加入は、同協定第三十二条2の規定の適用上、同協定第二十六条3の規定による同協定の受諾とみなす。

9 (a) この議定書は、書記局長に寄託するものとし、千九百五十五年六月七日から千九百五十五年十二月三十一日までジュネーヴの締約国本部において署名のため開放される。

(b) 書記局長は、すみやかに、各締約国及び日本国に対し、この議定書の認証謄本を送付し、また、この議定書への各署名、前項(a)の規定による加入書の寄託及び3又は7の規定による各通告又は通知について通告しなればならない。

(c) 国際連合事務総長は、国際連合憲章第百二条の規定に従つてこの議定書を登録する権限を有する。

10 この議定書は、次の二条件が満たされた後三十日目の日に効力を生ずる。

(a) 日本国がこの議定書に署名していること。

(b) この議定書に定める条件による一般協定への日本国の加入のための決定に対する賛成投票が

その決定の時に締約国である国の政府の三分の二から受領されていること。

11 この議定書の日付は、千九百五十五年六月七日とする。

ジュネーヴで、この議定書に附属している譲許表に別段の定めがある場合を除きとも正文である英語及びフランス語により、本書一通を作成した。

オーストラリア連邦のために
オーストリア共和国のために
ベルギー王国のために
ブラジル合衆国のために
ビルマ連邦のために
カナダのために
L・D・ウィルグレス
セイロンのために

チリ共和国のために
F・ガルシア・オルディニ
政府の承認を条件として
千九百五十五年六月
十三日
キューバ共和国のために

チェコスロヴァキア共和国のために

デンマーク王国のために

H・E・カーストフト

ドミカ共和国のために

ドクトル L・F・トーマン

千九百五十五年六月十日

フィンランド共和国のために

H・フォン・クノリング

フランス共和国のために

ドイツ連邦共和国のために

ギリシャ王国のために

N・ハッジ・パッシリオン

千九百五十五年六月十日

ハイティ共和国のために

インドのために

インドネシア共和国のために

イタリア共和国のために

ノタランジェリ

政府の承認を条件として

ルクセンブルグ大公園のために

オランダ王国のために

ニュー・ジラランドのために

ニカラグア共和国のために

イグナシオ・ポルトカレロ・L

政府の承認を条件として

千九百五十五年六月

十一日

ノールウェー王国のために

トルケル・ルンド

千九百五十五年六月十日

パキスタンのために

ペルーのために

ホルヘ・ゲリノーニ

ロイデシア及びニアサランドの連邦のために

スウェーデン王国のために

ニルス・モンタートン

トルコ共和国のために

南アフリカ連邦のために

グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国のために

アメリカ合衆国のために

サムエル・C・ウォー

千九百五十五年六月八日

ウルグアイ共和国のために

マルコス・ブロンディ

政府の承認を条件として

日本国のために

萩原徹

附屬書A
第四表 ビルマの譲許表
この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

輸入税番号	品	名	税率
一〇	寒天		二割五分
三三(b)	味付粉末(グルタミン酸ソーダを主成分とする調味料に限る)		三割五分
六八	スライドファスナー		二割五分

第二部 特恵関税率表

該当するものはない。

第五表 カナダの譲許表

この譲許表は、英語及びフランス語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

カナダ輸入税番号	品	名	税率
一〇一	オレンジ(別号に掲げるものを除く)		無税
一一五のうちに	冷凍まぐろ(カナダのかん詰工場において加工されるものに限る)		無税
一二二	油漬の魚(別号に掲げるものを除く)		二割

一九九のうちに	紙製の造花	二割五分
二八七	食器類(磁器、半磁器又はホワイトグラナイトのものに限るものとし、陶製のディンボット、ジャグその他のこれらに類するものを除く)	二割五分
二八八	ストーンウェア、ロッキングラムウェア及び陶器(別号に掲げるものを除く)	二割五分
四六二	(i) 物理学用、写真用、数学用又は光学用の機器(別号に掲げるものを除く)並びに速度計、サイクロメーター及びベドメーター(別号に掲げるものを除く)並びにこれらのもののコンプリートパーツ	二割五分
五〇六のうちに	木製の碗、盆及び皿	一割七分五厘
五一六のうちに	竹製のブラインド	一割七分五厘
六二二のうちに	竹かご	一割七分五厘
六三四	羽毛及びその製品(別号に掲げるものを除く)並びに人造の羽毛、果実、穀物、葉及び花(帽子の装飾に適用するものに限る)	二割二分五厘
六三四のうちに	人造の羽毛、果実、穀物、葉及び花(帽子の装飾に適用するものに限る)	二割
六四八	貴石及び人造宝石(マウント又はセットをしていないものに限る)並びに真珠及び模造真珠(穿孔し、割り、又は糸	二割

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 關稅及び貿易に關する一般協定への日本國の加入条件に關する議定書への署名について承認を求めの件外一件

七〇〇

六五〇a

を通過している否とを問はず、マウント又はセツトをしていないものに限る。
貝ボタンの生地(仕上していないものに限る。)

無税

第二部 特惠關稅率表

該当するものはない。

第七表 チリの關稅表

この關稅表は、フランス語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

輸入稅表番号	品名	稅率
七六A	眞珠母貝(ボタンの製造用として板狀に切つたもので、その他の加工をしていないものに限る。)	内装とも一キログラムにつき一ペソ
一五〇	茶(ばらのもの又は包裝したもので正味の重量が五キログラムをこえるものに限る。)	外装とも一キログラムにつき一・五ペソ 外装とも一キログラムにつき一・五ペソ 外装とも一キログラムにつき一・五ペソ
一四〇六	カーボン及び電機	外装とも一キログラムにつき一・五ペソ

注 この表に定める稅率は、純金〇・一八三〇五七グラムのチリ金ペソにより表示したものである。

第二部 特惠關稅率表

該当するものはない。

第十四表 ノールウェーの關稅表

この關稅表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

輸入稅表番号	品名	稅率
三三四のち	豚毛	無税
四四六のち	じようが(砂糖漬にしているものに限る。)	一キログラムにつき〇・八
四七二のち	玩具(陶磁器製のものに限る。)	一キログラムにつき六クローネ
六七八のち	海産動物油でビタミン含有量の多いもの(ハリバ肝油、さめ肝油及びさめの油)	無税
六七八のち	さめ肝油及びさめの油	無税

六七八のち 魚の肝油(医薬用のものに限る。)
六七八のち 魚の肝油(家畜の治療用のものに限る。)
六七八のち 魚の肝油(工業用のものに限る。)
六七八のち 魚の混合肝油及び海産動物油(別に掲げるものを除く。)
七五七のち 竹
一〇二五のち モノソジウム・グルタマート

無税
無税
無税
無税
無税
一割五分

第二部 特惠關稅率表

該当するものはない。

第十五表 パキスタンの關稅表

この關稅表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

輸入稅表番号	品名	稅率
二八のち	ヨード(粗製のものに限る。)	三割

第二部 特惠關稅率表

該当するものはない。

第二十表 アメリカ合衆國の關稅表

この關稅表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

(この表の末尾の注を参照のこと。)

輸入稅表番号	品名	稅率
五	モノソジウム・グルタマートの鹽製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
二九	コバルトの塩及び化合物(コバルトの酸化物、硫酸塩及びリソール硫酸塩を除く。)	一割五分
三八	染色用又はなめし用のエキスをアルコールを含まないもの	七分五厘
四一	樂天	一割五分
五一	はつか脂	一ポンドにつき三十五セント
五一	天然しょう脂	一ポンドにつき一・五セント
六〇	精製したもので、香水又は化粧品としての市場性がない香料原料で、百分の	一ポンドにつき三セント

七〇

7. 5

価格が一ダースにつき一ドル五十セント未満のもの
価格が一ダースにつき一ドル五十セント以上のもの

ト及び半磁器を含む。)、クリーム色陶器、テラコッタ及び

食器、食卓用品及び台所用品

廻徑が六インチ入分の五をこえず、無格が一ターンスにつき四十セントをこえ、七十五セント未満のもの

Journal of Management Education 30(6)

直徑が八分の五をこえず、八インチ八分の一をこえず、価格が一ダースにつき五十セントをこえず、九十セント未満のもの

直徑が八インチ八分の一をこえ、九インチ八分の一をこえず、價格が一ダースにつき七十七セントをこえず、一ドル三十七セント未満のもの

直怪が九インチ八分の一をこえ、価格が一ダースにつき一ドルをこえ、一ドル五十五セント未満のもの

カップ（価格が一ダースにつき五十セントをこえ、一
ドル未満のものに限る。）

1

服、カフス及びソーサー以外のもの（価格が一ダースにつき一ドルをこへ、二ドル未満のものに限る。）

この身の服に関する部分に規定する直往を有する服
カブ、ソーサー並びに服、カブ及びソーサー以
のものです、それぞれ当該品目に関する部分に規定す
る最低価格をいふもの

食器、食卓用品及び台所用用品以外のもの
価格が一ダースにつき三ドル未満のもの

価格が一ダースにつき三ドル以上十ドル未満のもの

磁器その他のガラス質の器物（割ればその破片がガラス状又は半ガラス状を呈するガラス質の非吸着性のもの）で、化学用ストーションウェアを含へ、化学用磁器、衛生陶器並にその附属品及び部分品並びに電氣用磁器を除く。）ピク及びピカソス焼（時計のケース（ムーブメントを有するもの）とを問はず）、プラチナ、ビュルタ、鍍銀品、花びんと偽、杯、カップ、スタイン、ランプ及びこれらの磁器類全体又は価格の大部分を占めるものを含むものとし、素体が白の単色のままのもの又は除付、着色、焼付、繪装がなされたもの及びこれらのものが価格の大部分を占める製品に限るものとし、別号に掲げるものを除く。）

食器、食卓用品及び台所用用品（骨灰を百分の二十五以上含んでいるものを除く。）

ホテル用又は料理店用のもの

ホテル用又は料理店用以外のもの

一ダースにつ
キ十七セント及
び従価四割

ギリスに
キ十七セント
び従価四割

分 び 七 二 割 五

分
一ダースに
き十七シ
び従価三割

一ターズに
十セム
び徒備四割
分

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 関税及び貿易に關する一般協定への日本國の加入条件に關する議定書への署名について承認を求めるの件外一件 七〇二

直徑が六インチ八分の五をこえず、價格が一ダースにつき九十セントをこえず、二ドル五十五セントをこえないもの	一ダースにつき九十セント及び從價六割	直徑が六インチ八分の五をこえず、七インチ八分の七をこえず、價格が一ダースにつき一ドル三十五セントをこえず、三ドル四十五セントをこえないもの	一ダースにつき一ドル三十五セント及び從價六割	直徑が七インチ八分の七をこえず、九インチ八分の一をこえず、價格が一ダースにつき一ドル八十七セントをこえず、五ドルをこえないもの	一ダースにつき一ドル八十七セント及び從價六割	直徑が九インチ八分の一をこえず、價格が一ダースにつき二ドル七十七セントをこえず、六ドルをこえないもの	一ダースにつき二ドル七十七セント及び從價六割	カップ(價格が一ダースにつき一ドル三十五セントをこえず、四ドル四十五セントをこえないものに限る)	一ダースにつき一ドル三十五セント及び從價六割	ソーサー(價格が一ダースにつき九十セントをこえず、一ドル九十セントをこえないものに限る)	一ダースにつき九十セント及び從價六割	皿、カップ及びソーサー以外のもの(價格が一ダースにつき四ドル五十セントをこえず、十一ドル五十セントをこえないものに限る)	一ダースにつき四ドル五十セント及び從價六割	この号の皿に關する部分に規定する直徑を有する皿、カップ、ソーサー並びに皿、カップ及びソーサー以外のもの、それそれ該品目に關する部分に規定する最低價格をこえないもの	一ダースにつき一ドル五十セント及び從價六割	化学用ストーンウェア 食器、食卓用品及び台所用用品並びに化学用ストーンウェア	一ダースにつき一ドル五十セント及び從價六割
ア以外のもの(骨灰を百分の二十五以上含んでいるものを除く) 黒鉛(粗製のものであると精製したものであると問わない) 無定形のもの(人造のものを除く) 照明用具(完成したものであると否とを問わず、ガラスが全体又は價格の大部分を占め、人工照明に用いられるものに限る) はす グロブ及びシェード はや又はグロブ及びシェードの部分品(ガラスが全体又は價格の大部分を占めるものに限るものとし、別号に掲げるものを除く)	二二三 二二八(c)	ガラスが全体又は價格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの(食器、食卓用品及び台所用用品を除き、型吹その他の方法により全部若しくは一部を吹いたもの又は着色、カット、彫刻、エッチング、つや消し、めつき、研削(銲をはめるためのもの又は裝飾以外の目的のものを除く)、彩色、プリント、サンドブラスト、銀めつき、焼付その他の方法による裝飾をしたものであつて、中空であるものと及び内容が有税であると否とを問わない) クリスマスツリー用裝飾品(價格が一ダースにつき七ドル五十セント未満のものに限る) その他(價格が一個につき一ドル六十六セント三分の二をこえないものに限るものとし、クリスマスツリー用裝飾品、家庭用品、バップルグラスとして商業上知られてゐる物品で自動式機械以外の方法で作られたもの並びに型吹その他の方法により全部又は一部を吹いたもの及びカット又は彫刻したものであつて價格が一個につき一ドル以上の物品を除く)	二二八 二二三	ガラスが全体又は價格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの(食器、食卓用品及び台所用用品を除き、型吹その他の方法により全部若しくは一部を吹いたもの又は着色、カット、彫刻、エッチング、つや消し、めつき、研削(銲をはめるためのもの又は裝飾以外の目的のものを除く)、彩色、プリント、サンドブラスト、銀めつき、焼付その他の方法による裝飾をしたものであつて、中空であるものと及び内容が有税であると否とを問わない) クリスマスツリー用裝飾品(價格が一ダースにつき七ドル五十セント未満のものに限る) その他(價格が一個につき一ドル六十六セント三分の二をこえないものに限るものとし、クリスマスツリー用裝飾品、家庭用品、バップルグラスとして商業上知られてゐる物品で自動式機械以外の方法で作られたもの並びに型吹その他の方法により全部又は一部を吹いたもの及びカット又は彫刻したものであつて價格が一個につき一ドル以上の物品を除く)	二二八 二二三	ガラスが全体又は價格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの(食器、食卓用品及び台所用用品を除き、型吹その他の方法により全部若しくは一部を吹いたもの又は着色、カット、彫刻、エッチング、つや消し、めつき、研削(銲をはめるためのもの又は裝飾以外の目的のものを除く)、彩色、プリント、サンドブラスト、銀めつき、焼付その他の方法による裝飾をしたものであつて、中空であるものと及び内容が有税であると否とを問わない) クリスマスツリー用裝飾品(價格が一ダースにつき七ドル五十セント未満のものに限る) その他(價格が一個につき一ドル六十六セント三分の二をこえないものに限るものとし、クリスマスツリー用裝飾品、家庭用品、バップルグラスとして商業上知られてゐる物品で自動式機械以外の方法で作られたもの並びに型吹その他の方法により全部又は一部を吹いたもの及びカット又は彫刻したものであつて價格が一個につき一ドル以上の物品を除く)	二二八 二二三	ガラスが全体又は價格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの(食器、食卓用品及び台所用用品を除き、型吹その他の方法により全部若しくは一部を吹いたもの又は着色、カット、彫刻、エッチング、つや消し、めつき、研削(銲をはめるためのもの又は裝飾以外の目的のものを除く)、彩色、プリント、サンドブラスト、銀めつき、焼付その他の方法による裝飾をしたものであつて、中空であるものと及び内容が有税であると否とを問わない) クリスマスツリー用裝飾品(價格が一ダースにつき七ドル五十セント未満のものに限る) その他(價格が一個につき一ドル六十六セント三分の二をこえないものに限るものとし、クリスマスツリー用裝飾品、家庭用品、バップルグラスとして商業上知られてゐる物品で自動式機械以外の方法で作られたもの並びに型吹その他の方法により全部又は一部を吹いたもの及びカット又は彫刻したものであつて價格が一個につき一ドル以上の物品を除く)	二二八 二二三	ガラスが全体又は價格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの(食器、食卓用品及び台所用用品を除き、型吹その他の方法により全部若しくは一部を吹いたもの又は着色、カット、彫刻、エッチング、つや消し、めつき、研削(銲をはめるためのもの又は裝飾以外の目的のものを除く)、彩色、プリント、サンドブラスト、銀めつき、焼付その他の方法による裝飾をしたものであつて、中空であるものと及び内容が有税であると否とを問わない) クリスマスツリー用裝飾品(價格が一ダースにつき七ドル五十セント未満のものに限る) その他(價格が一個につき一ドル六十六セント三分の二をこえないものに限るものとし、クリスマスツリー用裝飾品、家庭用品、バップルグラスとして商業上知られてゐる物品で自動式機械以外の方法で作られたもの並びに型吹その他の方法により全部又は一部を吹いたもの及びカット又は彫刻したものであつて價格が一個につき一ドル以上の物品を除く)	二二八 二二三	ガラスが全体又は價格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの(食器、食卓用品及び台所用用品を除き、型吹その他の方法により全部若しくは一部を吹いたもの又は着色、カット、彫刻、エッチング、つや消し、めつき、研削(銲をはめるためのもの又は裝飾以外の目的のものを除く)、彩色、プリント、サンドブラスト、銀めつき、焼付その他の方法による裝飾をしたものであつて、中空であるものと及び内容が有税であると否とを問わない) クリスマスツリー用裝飾品(價格が一ダースにつき七ドル五十セント未満のものに限る) その他(價格が一個につき一ドル六十六セント三分の二をこえないものに限るものとし、クリスマスツリー用裝飾品、家庭用品、バップルグラスとして商業上知られてゐる物品で自動式機械以外の方法で作られたもの並びに型吹その他の方法により全部又は一部を吹いたもの及びカット又は彫刻したものであつて價格が一個につき一ドル以上の物品を除く)	二二八 二二三	ガラスが全体又は價格の大部分を占める物品で別号に掲げていないもの(食器、食卓用品及び台所用用品を除き、型吹その他の方法により全部若しくは一部を吹いたもの又は着色、カット、彫刻、エッチング、つや消し、めつき、研削(銲をはめるためのもの又は裝飾以外の目的のものを除く)、彩色、プリント、サンドブラスト、銀めつき、焼付その他の方法による裝飾をしたものであつて、中空であるものと及び内容が有税であると否とを問わない) クリスマスツリー用裝飾品(價格が一ダースにつき七ドル五十セント未満のものに限る) その他(價格が一個につき一ドル六十六セント三分の二をこえないものに限るものとし、クリスマスツリー用裝飾品、家庭用品、バップルグラスとして商業上知られてゐる物品で自動式機械以外の方法で作られたもの並びに型吹その他の方法により全部又は一部を吹いたもの及びカット又は彫刻したものであつて價格が一個につき一ドル以上の物品を除く)	二二八 二二三	化学用ストーンウェア 食器、食卓用品及び台所用用品並びに化学用ストーンウェア	一ダースにつき一ドル五十セント及び從價六割
四割五分	二分五厘	三割五分	三割五分	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	それ、は や又はグロ ブ及びシェ ードの税率と 同	一ダースにつき一ドル五十セント及び從價七割五分	一ダースにつき一ドル五十セント及び從價七割五分

七〇

七二〇	(a)	景のものに課する関税を引き上げる権利を留保する。 くん製のもの又は油及びその他のものとに詰めたる並びに気密容器に入れたるものと重量が一個につき十五ポンドをこえないものを除く。 にしん(頭付のもの又は頭を取ることをしる加工をしていないもので、ハードドライスモークのものに限る。)	一ポンドにつき十六分の五セント	七二五	大豆(調製し、又は貯蔵したものに限る。)	一割七分五厘
七二二	(a)	調製し、又は貯蔵したかにの肉(かにのペーリスト及びソーラを含むものとし、気密容器に入れたるものに限る。)	二割二分五厘	七二九	日本の酒	一割七分五厘
七二二	(b)	レザークラム以外のクラム及び他のものと詰め合わせたクラム(クラムチャウダーを除くものとし、気密容器に入れたるものに限る。)	二割	八〇四	平均番手が八十番をこえ、百二番をこえないもの	一割五分五厘
七二二	(c)	注 この号に掲げるものの関税は、財務省報(T・D)第 四万七千三十一号に明記した基準に基いて算定する。 かき、かきのジュース、他のものと詰め合わせたかき及び 他のものと詰め合わせたかきのジュース(気密容器に入れ たるものに限る。)	一ポンドにつき六セント 直接の容器の重量を含む 一ポンドにつき一〇・五セント	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘
七四三		マンダリンオレンジ(気密容器に入れたるものに限る。)	一ポンドにつき一〇・五セント	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘
七四八		プラム、プルーン及びブルーネル(塩水に漬けたものに限る。)	一ポンドにつき一〇・五セント	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘
七五三		ゆり根	千個につき三ドル	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘
七六四		その他の園芸用及び農業用の種	一ポンドにつき一〇・五セント	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘
七六八		木及び灌木の種	一ポンドにつき一〇・五セント	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘
七七五		乾燥きのこ	一ポンドにつき一〇・五セント	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘
七七五		野菜類(わさびを含むものとし、切り、刻み、若しくは形を小さくしたもの、粉末状にしたもの、いり、若しくはあぶつたもの又は油漬にし、調製し、又は貯蔵したものに限り、別号に掲げるもの、脱水したものに及ばないもの)	一ポンドにつき一〇・五セント	九〇四	平均番手が六十番をこえず、価格が一ポンドにつき八十 セントをこえないもの	一割五分五厘

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件外一件

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 関税及び貿易に關する一般協定への日本国の加入条件に關する議定書への署名について承認を求める件外一件 七〇六

九〇九	平均番手が八十番をこえ、九十番をこえず、価格が一ポンドにつき一ドル四十七セントをこえないもの パイル織物（パイルを切つたもの又は切らないもので、パイルリボンを含まず、パイルが全表面をおおつていものと否とを問わないものとし、綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） ブレインバックのベルベチン ツイルバックのベルベチン	三割二分
九一〇	テーブルダマスク（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）及びテーブルダマスクから製造し、又は切り取つた物品（完成したものであると否とを問わないもの） ブランケット及びブランケット地（起毛したものであると否とを問わないものとし、綿が全体又は価格の大部分を占めるもので、ジャカード織のものに限るものとし、反物になつていものと否とを問わない。） タオル（パイル織以外のもの、綿が全体又は価格の大部分を占めるものとし、反物になつていものと否とを問わない。） 及びジャカード織のもの、綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） 敷布及びまくらのおおい（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。）	一割七分五厘 一割七分五厘 二割二分五厘 二割 一割二分五厘
九一一	テーブル用又は机用のカバー、センターピース、ランナー、スカーフ、ナプキン及びディレー（平織綿布製のもので、手でブロックプリントしてないものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。） 長ぐつ用、短ぐつ用又はコルセット用のひも（綿その他の植物繊維が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） 手袋類（完成したものであると否とを問わないものとし、綿その他の植物繊維が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） たてメリヤス機その他の機械で編んだ生地で作つたものはだ着、外衣その他の物品（メリヤス製又はクロシェ編のものに限る。）	一割五分 一割五分 一割五分 一割五分 三割
九一二	もので、完成したものであると否とを問わないものとし、綿その他の植物繊維が全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、別号に掲げるもの、クロシェ編のはだ着及び価格が一ポンドにつき一ドル七十五セントをこえるメリヤス製のはだ着を除く。） 手袋類 メリヤス製のはだ着 その他 ラグラグ（綿が全体又は価格の大部分を占めるもので、ヒットアンドミスという通称の種類のものに限る。） シュニールラグ（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。） その他の床用敷物類（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、じゅうたん、じゅうたん地、マット及びラグを含み、カットパイル及びハンドフックのもの並びに東洋風ラグの模造品を除く。） ほろ（綿が全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、ワイピングラグを含み、主として製紙用に供されるものを除く。）	四割 三割 三割 二割五分 四割五分 二割 一割七分五厘 一ポンドにつき二セント
九一三	綿が全体又は価格の大部分を占めるすべての製品（別号に掲げるものを除く。） かがり織タオル（価格が一枚につき四十五セント未満のものに限る。） ラダーティープ バトミントンネット 漁網及び漁網地 その他（パイル組織のもの、消息子、カテテル、排膿管、エキスプロラツトル、インステイラツトル、プルプ、ゾンデその他の泌尿科用の器具、型に入れて作つたバッキングで綿及びゴム製のもの、プリンター用のゴム引きブランケット並びに毛を交えた織糸を除く。） ギルネッティング、網、ウェブ、引網その他の漁網（亜麻、大麻又はラミーが全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとして、別号に掲げるものを除く。） 中国、日本及びインドの通常のストローマッティング及びこれから作つた床用敷物	二割 一割五分 一割五分 二割五分 二割 二割二分五厘 一平方ヤードにつき一・五セント

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議録第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条約に関する協定書の署名について

昭和三十年七月二十日 衆議院會議録第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件外一件 七〇八

一四一〇 白紙帳簿及びスレートブック 住所録、日記帳及びノート 野球用のボール(完成したものであると否を問わず、材料が何であるかを問わない。)	二割	染色又は着色をしていると否を問わないものとし、価格が一ポンドにつき一ドル七十五セントをこえないもの	一ポンドにつき十二セント
一五〇二 フットボール用のボールその他のボール(ゴムが全体又は価格の大部分を占めるものであつて、完成したものであると否を問わず、主として身体運動(その運動がスポーツの要素を含んでゐると否を問わない)の用に考案されているものに限るものとし、テニスボール、ゴルフボール及び別号に掲げるものを除く。)	一割五分	主要な部分にレリオンその他の人造繊維を含まないもの 漂白、染色又は着色をしたもの	一ポンドにつき二分
一五〇三 模造真珠製ビーズ(中空のもの又は詰物をしたものに限るものとし、種類、型及び材料が何であるかを問わない。)	二割五分	漂白、染色又は着色をしたもの	一割二分五厘
一五〇三 ソリッドの模造真珠製ビーズ	四割	漂白、染色又は着色をしたもの	七分五厘
その他のもの 価格が一インチにつき〇・二五セントをこえないもの 価格が一インチにつき〇・二五セントをこえ、一セントをこえないもの	四割五分	紙、パームの葉又はマニラ麻が全体又は価格の大部分を占めるもの 漂白、染色又は着色をしていないもの(帽子及びフイードであつて、商業上トキラフアイバー又はわらとして知られてゐるカルドピカバルマタが全体又は価格の大部分を占めるものを除く。)	一割五分
価格が一インチにつき一セントをこえ、五セントをこえないもの	一インチにつき〇・二五セント及び従価三割	漂白、染色又は着色をしたもの	一ダースにつき十五セント及び従価一割五分
価格が一インチにつき五セントをこえるもの 組ひも、組物、レース及び糊製のシート又はスクエア(わら、チップ、紙、草、パームの葉、柳、オージア、籐、馬毛、キューババーク又はマニラ麻が全体又は価格の大部分を占めるもの並びに組ひも及び組物でラミーが全体又は価格の大部分を占めるものであつて、帽子、ボンネット又はフイードの製造用若しくは装飾用に適するものに限る。)	一インチにつき〇・五セント及び従価二割五分	漂白、染色又は着色をしたものに限る。 化粧用ブラシ(千九百三十年のタリファクトの三一に掲げるものがブラシの取手又は背の全体又は価格の大部分を占めるものに限るものとし、歯ブラシを除く。)	一個につき一セント及び従価二割五分
主要な部分にレリオンその他の人造繊維を含み、これらが全体又は価格の大部分を占めないものであつて、漂白、	一五〇六	漂白、染色又は着色をしたもの	一五〇六

一五〇六	羽その他で作つたヘアーペンシル	一個につき 〇・五セント 及び従価二割五分
一五〇六	別号に掲げていないブラシ(ペイントブラシを除く)。 別号に掲げていないボタン(ローマンバルという通称の ボタン、魚鱗つきの飾ボタン、魚鱗仕上げのものに類似す る飾ボタン、カゼインの合成物が全体又は価格の大部分を 占め、かつ、価格が一クロスにつき六十セントをこえるボ タン、ガラス、木、角又はコンボジションホーンが全体又 は価格の大部分を占めるボタン及び織物原料が全部又は一 部を占めるボタンを除く)。 コルクタイル(粗製のもの又は全部若しくは部分的に仕上 げられたものであつて、厚さを問わない)。	一個につき 〇・五セント 及び従価二割五分
一五二一	人形(千九百三十年のタリファクトの一五二九(a)に掲げる レース、織物、ししゅう布その他の材料又は物品がいかに 少量であつても一部を占めているものを除く)。 千九百三十年のタリファクトの三二に掲げる材料又は物 品が全体又は価格の大部分を占める産品(動く部分を有 するものと否とを問わない)。	一個につき 〇・五セント 及び従価三割五分
一五二二	ビスク、磁器、陶器、パロス焼又はストーンウェアが全 体又は価格が占めるもの 人形の部分品(千九百三十年のタリファクトの一五二九(a) に掲げるレース、織物、ししゅう布その他の材料又は物品 がいかに少量であつても一部を占めていない衣類を含む)。 及び人形の頭部 千九百三十年のタリファクトの三二に掲げる産品が全体 又は価格の大部分を占めているもの	一個につき 〇・五セント 及び従価三割五分
一五二二	その他 玩具及びその部分品(千九百三十年のタリファクトの三二	一個につき 〇・五セント 及び従価三割五分

一五二二	玩具のゲーム、容器、記章及びスリーブニア(構成材料を問 わない)、風船、絵本(製本しているものと否とを問わない)の とし、文字、数字、説明語以外の説物をもたないものに 限るものとし、抜き取ることができページに印刷された ものは、説物とみなさない)並びにこれらの部分品 玩具及びその部分品(別号に掲げるものを除く)。 詰物をした動物玩具(別号に掲げるものを除く)。 高さが六インチをこえず、かつ、価格が一個につき三 十五セント未満のもの 高さが六インチをこえず、十二インチをこえず、かつ、 価格が一個につき一ドル未満のもの 高さが十一インチをこえず、十四インチをこえず、か つ、価格が一個につき二ドル未満のもの 高さが十四インチをこえず、価格が一個につき三ドル五 十セント未満のもの	一個につき 〇・五セント 及び従価三割五分
一五二二	玩具(関税及び貿易に関する一般協定の従前の第二十表 に構成材料を特記せずに掲げている玩具を除く)のもの とし、ビスク、磁器、陶器、パロス焼、ストーンウェア又 はゴムが全体又は価格の大部分を占めるものに限る)。 これらの玩具の部分品 人造又は装飾用の果実、野菜、草、穀物、葉、花及び葉並 びにこれらの部分品 織糸、糸、フィラメント、ティンセルワイヤー、レ ーム、ブリオン、金銀糸、ビーズ、ガラス管玉、スパン グル又はレリオンその他の人造繊維織物が全体又は価格の 大部分を占めるもの その他の材料(羽毛を除く)が全体又は価格の大部分を 占めるもの(別号に掲げるものを除く)。 ボア、ボタン穴の差し飾り、花輪及び別号に掲げていない 物品(前号に掲げる果実、野菜、草、穀物、葉、花及び葉 並びにこれらの部分品が全体又は価格の大部分を占めるも のに限る)。 織糸、糸、フィラメント、ティンセルワイヤー、レーム、 ブリオン、金銀糸、ビーズ、ガラス管玉、スパングル又	一個につき 〇・五セント 及び従価三割五分

七二〇

五割

一五二九 (a)	織物及び製品(常用衣類を除くものとし、部分的に手工のレースを用いたもので、千九百三十年のタリファクトの一五二九(a)に掲げる機械製の材料又は物品を交えないものとし、レースの全部又は一部の幅が二インチをこえ、かつ、価格が一ポンドにつき五十ドルをこえないもの又は価格を問わず、レースの幅が二インチをこえないものに限る。)	五割
一五二九 (a)	の、ビーズ、ガラ、管玉若しくはスパングルで装飾したもの又は糸を除き、引き抜き、パンチし、若しくは切斷し、かつ、編織後にすかし細工を仕上げるため、若しくは装飾するために糸を入れたもの(縁に沿つた一条の直線へムスティッチのものを除く)並びにこれらがその全部又は一部を構成するもの(レースがいずれかの部分を占めるものを除く)であつて、千九百三十年のタリファクトの一五二九(a)に記載されているところにかかわらず、綿が全体又は価格の大部分を占め、かつ、千九百五十二年の合衆国輸入税表の一五二九(a)の図に含まれるものに限るものとする。)	五割
一五二九 (a)	机用又はテーブル用のカバー、セーター、ビス、ドリー、ナプキン、ランナー及びスカーフ(平織綿布製のもので、手でブロックプリントしてあり、一部にプリンジのあるものに限る。)	五割
一五三〇 (e)	長ぐつ、短ぐつその他のはきもの(体育用又はスポーツ用の長ぐつ及び短ぐつを含む)、羊毛、綿、ラミー、獣毛若しくはファイバー、レヨンその他の人造繊維、絹又はこれらの代用品が甲の全体又は甲の価格の大部分を占めるものに限る。)	二割二分五厘
	インディアラバー又はその代用品が底の全体又は底の価格の大部分を占めるもの	二割
	注 前記の物品の関税は、財務省報(T・D)第四万六千五百五十八号に明記した基準に基いて算定するものとする。	
	その他の材料が底の全体又は底の価格の大部分を占めるもの(革底のもの、綿以外の植物繊維が甲の全体又は甲の価格の大部分を占めるもの、羊毛フェルトが甲と底の双方の全体又は甲と底の価格の大部分を占めるもの及び綿が底の全体又は底の価格の大部分を占めるアルバーゲーターを除く。)	二割五分

一五三一	硬貨入れ、小銭入れ、ビルフォルド、ビルケース、ビルロール、ビルケース、バンクノートケース、カレンシーケース、マネーケース、名刺入れ、ライセンスケース、パス入れ、旅券入れ、手紙入れその他これらに類する革製品(爬虫類の革以外の革が全体又は価格の大部分を占めるものに限る。)	二割
一五三一	千九百三十年のタリファクトの一五三一に掲げる物品(爬虫類の革が全体又は価格の大部分を占め、かつ、旅行用、びん用、飲物用、食食用、裁縫用、マニキヤ用その他これらに類する用途のセットが恒久的に取り付けられているものに限る。)	二割
一五三五	アーティフィシャルフライ及びスネルドフック(完成したものであると否を問わない。)	二割五分
一五三五	リーダー及びカト(完成したものであると否を問わない。)	一ダースにつき七十セント。ただし、従価一割七分五厘を下らず、三割五分をこえないものとする。
一五三五	釣ざお(完成したものであると否を問わないものとし、別号に掲げるものを除く。)	一個につき二ドル七十五セント。ただし、従価一割五分を下らず、三割五分をこえないものとする。
一五三五	釣ざおの部分品(完成したものであると否を問わないものとし、別号に掲げるものを除く。)	三割
一五三五	アーティフィシャルベイトその他すべてのフィッシングタックル及びその部分品(釣針を除く)、フライブック、フライボックス、フィッシングバスケット並びにフィッシングクリール(完成したものであると否を問わないものとし、釣糸、漁網及び引網並びに別号に掲げるものを除く。)	二割五分
一五三六	ろりそく	二割

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求める件外二件 七二二

一五三六	(a)	こはく又はブラダーの製品、こはく、ブラダー及び蠟の結合したものの製品並びにこれらのものが価格の大部分を占める製品(蠟が価格の大部分を占めるものと及び別号に掲げるものを除く)	一割	一五三七	(c)	くし(全体がセルローズ合成物で作られたものに限るものとし、別号に掲げるものを除く)	一個につき五センチ
一五三七	(a)	骨、チップ、草、海藻、角、わら又は雑草の製品及びこれらのもの又はこれらのものとクイル、パームの葉若しくはホエルボーンとを結合したものが価格の大部分を占める製品(別号に掲げるものを除く)	一割	一五四九	(a)	価格が一グロスにつき四ドル五十セントをこえるもの	一個につき五センチ
一五三七	(b)(a)	チップの製品又はチップが価格の大部分を占めるもの	一割五分	一五五二		鉛筆のキャップ及びクリップ(鉛筆についているものであると否とを問わない)	一個につき一セント及び従価二割
一五三七	(b)(a)	その他の	一割二分五厘	一五五三		バウチ(完成したもの又は一部完成したもので、端みただけ又は刻みただけのものに限るものとし、革が全体又は価格の大部分を占めるものを除く)	一グロスにつき十五セント
一五三七	(b)(a)	インディアアラバー又はガタバーチャの製品及びこれらのものが価格の大部分を占める製品(別号に掲げるものと並びに消息子、カテーテル、排膿管、ゾンデその他の泌尿科用の器具、手袋、ガスケット、パッキング及びバルブ、ゴルフボールの芯であつて巻いてあるもの又は巻いていないもの、は乳乳首又はおしやぶり、インディアアラバーが全体又は価格の大部分を占めるタイヤ、インディアアラバーが全体又は価格の大部分を占めるはき物のかかと及び底並びに気体又は液体を導くためのホース及びチューブを除くものとし、自動車、自転車又は自動車以外のもの、この号でこれまでに除かれず、かつ、ガタバーチャが全体又は価格の大部分を占めるものを除く)	一割二分五厘	一五五三		容量が一バイントをこえ、二バイントをこえないもの	一個につき八セント及び従価四割
一五三七	(b)(a)	長くつ、短くつその他のはき物類でインディアアラバーが全体又は価格の大部分を占めるもの	一割二分五厘	一五五三		容量が二バイントをこえるもの	一個につき十セント及び従価四割
一五三七	(b)(a)	注 前記の物品の関税は、財務省報(T・D)第四万六千五百五十八号に明記した基準により算定するものとす。	一割二分五厘	一五五三		前号(一五五三)に掲げる物品の部分品(フランク及びピストンを除く)	一個につき十セント及び従価四割
一五三七	(b)(a)	注 合衆国は、全部又は一部がインディアアラバーからなる物品についてこの号の適用を撤回する権利を留保する。	一割二分五厘	一五五三		歩行用のつえ(完成したものであると否とを問わないものとし、価格が一ダースにつき五ドル未満のものに限る)	二割五分
一五三七	(b)(a)	この撤回は、関税及び貿易に関する一般協定において認められる措置で合衆国における合成ゴムの生産又は使用を促進するためのものに關連して必要である旨の書面による三十日の予告を締約国に与えることにより、行ふものとする。	一割二分五厘	一五五三		雨がさ用、日がさ用、日おおい用又は歩行用のつえ用のにきり及び柄	二割五分
一五三七	(b)(a)		一割二分五厘	一五五三		木が全体又は価格の大部分を占めるものであつて、価格が一ダースにつき二ドル五十セント未満のもの	三割

一五五八	粗の又は加工していない物品(別号に掲げるものを除く。)	五分
一六七七	かえる(生きてゐるものを除く。及びかえるの足人間による消費以外の目的で使用するため輸入する魚)	無税
一七〇三	金魚	無税
一七〇五	線香類	無税
一七三二	ケルプ	無税
一七五四	油(煮りゆりしたもの又は揮発性のものであつて、アルコールを混合し、結合し、又は含有しないものに限り、)	無税
一七五六	しょう油	無税
一七六二	サントニン及びその塩類	無税
一七六三	まぐろ(生のもの又は冷凍のものであつて、氷詰であると否と及び丸身のものであると否とを問わない。)	無税
一七六六	びん長まぐろ	無税
一七六二	貝及び甲殻類(生のもの若しくは冷凍のもの(氷詰であると否とを問わない。))又はペースト若しくはソース以外の方法で調製し、若しくは貯蔵したものに限るものとし、別号に掲げるものと並びにシュリンプ、プロトン、ロブスター、かに、クラム、クオホーグ、冷凍しない生のほたて貝、種がき以外の生の又は冷凍のかき及びあわびを除く。)	無税
一七六三	鱈及びくすね	無税
一七九六	生糸(繭からかせ巻にしたもの又は再練したものに限るものとし、巻き返し、合わせ、又は撚つたもの及びなんらかの方法で製造工程を進めたものを除く。)	無税
一八〇三	植物性の蠟(別号に掲げるものを除く。)	無税
(1)	製材(削り、さねはぎ又はみぞ彫りより進んだ加工をしていないものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。)	無税
	日本種のホワイトオーク及びメイプル	無税

セロロース合成物が全体又は価格の大部分を占めるもの

粗の又は加工していない物品(別号に掲げるものを除く。)

かえる(生きてゐるものを除く。及びかえるの足人間による消費以外の目的で使用するため輸入する魚)

金魚

線香類

ケルプ

油(煮りゆりしたもの又は揮発性のものであつて、アルコールを混合し、結合し、又は含有しないものに限り、)

しょう油

サントニン及びその塩類

まぐろ(生のもの又は冷凍のものであつて、氷詰であると否と及び丸身のものであると否とを問わない。)

びん長まぐろ

貝及び甲殻類(生のもの若しくは冷凍のもの(氷詰であると否とを問わない。))又はペースト若しくはソース以外の方法で調製し、若しくは貯蔵したものに限るものとし、別号に掲げるものと並びにシュリンプ、プロトン、ロブスター、かに、クラム、クオホーグ、冷凍しない生のほたて貝、種がき以外の生の又は冷凍のかき及びあわびを除く。)

鱈及びくすね

生糸(繭からかせ巻にしたもの又は再練したものに限るものとし、巻き返し、合わせ、又は撚つたもの及びなんらかの方法で製造工程を進めたものを除く。)

植物性の蠟(別号に掲げるものを除く。)

製材(削り、さねはぎ又はみぞ彫りより進んだ加工をしていないものに限るものとし、別号に掲げるものを除く。)

日本種のホワイトオーク及びメイプル

注 合衆国は、この協定に従つて修正された千九百五十四年のインターナショナルレヴェニューコードの四五五(1)によるインポートタックスに加えて、この部の四〇四に掲げる税率をこえない範囲の税率により、この号に掲げる製材で一面以上を削り、又は仕上げたものに課税を課する権限を留保する。

千九百五十四年のインターナショナルレヴェニューコードの税表番号	四五一(1)	木材(粗のもの又は一面以上を削り、若しくは仕上げたものに限り。)	日本種のホワイトオーク及びメイプル	インボイスの税率	千ファイブパーセント
第二部 特惠関税率表					
該当するものはない。					
一般的注釈					
1 この表の規定は、千九百四十七年十月三十日にジュネーブで認証された第二十表(原本)の末尾に掲げる該当の注釈に従うものである。					
2 この表においていずれかの産品について規定する取扱と関税及び貿易に関する一般協定の従前の第二十表において同一産品について規定する取扱との間に差異がある場合には、同協定第二二条の規定の適用上、この表に規定する取扱が合衆国の優先的義務となるものとする。					
第二十一表 インドネシアの譲許表					
この譲許表は、英語のみを正文とする。					
第一部 最惠国関税率表					
注 次に掲げる税率は、五割の附加税を含んだものである。					
インドネシア輸入税表番号	四七七	品名	税率		
		磁器(他の器物と結合したものを含み、別号に掲げるものを除く。)	一割八分		
		一のり白色のもので、従前二割の関税を課される器物と結合していないもの又は装飾(浮彫その他これに類する装飾を含む)をしていないもの(衣類等の掛具及び掛くぎ並びに浴室、洗面所等の壁にプラスチックで固定されるせつけん皿及びこれに類するものを除く。)	一割八分		
		二その他	三割		
		合所用品(磁器を施したものに限る。)	一割八分		
		亜鉛の鋳造板(粗製のものに限り。)	無税		
		亜鉛の板(鍛造、圧延、プレス又は引抜により作つたものに限り。)	無税		
		加工していないもの	無税		

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 關稅及び貿易に關する一般協定への日本國の加入条件に關する議定書への署名について承諾を求める件外一件 七二四

第一部 特惠關稅率表

該當するものはない。
第二十二表 デンマークの讓許表
この讓許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

輸入稅表番号	品 名	稅 率
八(b)のう	モノソジウム・グルタマート	一キログラムにつき〇・一クロネ
七六(e)のう	眞珠母貝製のボタン	一キログラムにつき二クロネ。ただし、從價五分五厘に變更する權利を留保する。
一五〇のう	樂天	一キログラムにつき〇・一五クロネ
一七四	糊製備布(製粉又はこれに類する工業に用いるものに限る。)(國稅片は、この番号に属する物品の分類について追加規定を設けることがある。)	一キログラムにつき四クロネ

第二部 特惠關稅率表

該當するものはない。

第二十三表 ドミニカ共和国の讓許表
この讓許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

輸入稅表番号	品 名	稅 率
一六四のう	管付フォーセット(玻璃を施したものであると否と、青銅を用いたものであると否と、ニッケル若しくは他の卑金屬を張り、又はめつきしたものであると否と及び卑金屬の部分を含むと否とを問わない。)	一割
二〇七のう	食卓用ナイフ(柄が骨、角、コンボジション、ゴム、木その他の普通の材料で作られているものに限る。)	一ダースにつき〇・二ドミニカペソ及び從價五分
二〇八(i)のう	小型スプーン(果物用又はデザート用のもので、柄が骨、	

第二部 特惠關稅率表

該當するものはない。

第二十四表 フィンランドの讓許表
この讓許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠國關稅率表

輸入稅表番号	品 名	稅 率
二〇八(ii)のう	角、コンボジション、ゴム、木その他の普通の材料で作られているものに限る。)	一ダースにつき〇・三ドミニカペソ及び從價五分
二〇八(iii)のう	ナイフ(果物用又はデザート用のもので、柄が骨、角、コンボジション、ゴム、木その他の普通の材料で作られているものに限る。)	一ダースにつき〇・三ドミニカペソ及び從價五分
	フォーク(果物用又はデザート用のもので、柄が骨、角、コンボジション、ゴムその他の普通の材料で作られているものに限る。)	一ダースにつき〇・三ドミニカペソ及び從價五分

輸入稅表番号	品 名	稅 率
三三三〇〇八のう	でん粉のり、植物性のグルー及びムッシュレージ(別号に掲げるものを除く)並びにデキストリン、でん粉、ぶどう糖及びムッシュレージを含む線物用のり付剤	無稅
四六〇〇一	寒天	無稅
六〇〇二二	蔴、生糸(撚っていないものに限る)及び生糸のくず	六分
八五〇〇四のう	光學用のガラス(みがいていないものに限る)及びレンズ(燈台、信号装置、船燈、自動車及び自転車のライト、懐中電燈その他これらに類するものを使用するものに限る。)	無稅
	ボタン(裝飾ボタンを含む)並びにその部分品及び生地	無稅
	その他	無稅
	眞珠母貝製のもの	無稅

第二部 特惠關稅率表

該當するものはない。

第二十五表 ギリシャの讓許表
この讓許表は、フランス語のみを正文とする。

第一部 最惠国関税率表

輸入税表番号	品 名	税 率
一三六	眼鏡（セルロイド、ぞうげ、べつこり又はこれらに類するものの縁がついたものに限る。）	二割四分
一四四	磁器	
a	食卓用のもの及び別号に掲げていないもの（白地のもの又は色のついたもので、押型による浮彫又は起伏があるものと否とを問わないものとし、青一又は波形の縁があるものに限る。）	
2	彩色を施したものと及び頭文字又は記号があるもの	百キログラムにつき百三十金ドラクマ

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

第二十七表 イタリアの譲許表

この譲許表は、フランス語のみを正文とする。

第一部 最惠国関税率表

輸入税表番号	品 名	税 率
二二三	天然溶化材料（別号に掲げるものを除く。）	
a	藻類及びその製品	一割五分
(2)	寒天	
二二五	ざる又はスバルト細工物に使用する植物（別号に掲げるものを除く。）	
b	茶、竹及びこれらに類するもの	
(1)	粗のもの	無税
(2)	はつか脂	一割五分
a	2-1-1 しょう脂	一割五分
紙糸織物（別号に掲げるものを除く。）		二割
一〇〇〇	カドミウム	
a	地金、インゴット、棒、陰極板、製品、す及び古のもの	一割五分
二三四〇	釣道具及びその附属品	一割五分
(1)	釣ざお	一割五分
(4)	その他（人工の餌及び手綱を含む。）	一割五分

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

第二十九表 ニカラグアの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠国関税率表

輸入税表番号	品 名	税 率
六六六〇三	陶磁器製食器	外装とも一キログラムにつき〇・三合衆国ドル及び従来
〇〇一		一割
七二六二二	ミシン	外装とも一キログラムにつき〇・三合衆国ドル及び従来
八九九一五	玩具用電動機	一割
〇八		外装とも一キログラムにつき〇・三合衆国ドル及び従来

注 関税は、合衆国ドルを基準とし、これに相当する国内通貨で徴収するものとする。

第二部 特惠関税率表

該当するものはない。

第三十表 スウェーデンの譲許表

この譲許表は、英語のみを正文とする。

第一部 最惠国関税率表

輸入税表番号	品 名	税 率
スウェーデン		
一四三の四	マンダリン（薄いシロップで貯蔵したものに限る。）	百キログラムにつきA 二 B 一
二五九の四	はつか脂	三十クロイネ
二七八の四	寒天	無税
織物類（別号に掲げるものを除く。）		無税
網を交えたもの		
絹製のもの又は絹と他の繊維（百分の十五以下に限る。）とを交えたもの		
その他の種類		
四七八	織糸製品（単なる切断、裁断、縁縫い又は縁どりをしたものであつて、縁に簡単なヘムステイチを施したものを含むものとし、別号に掲げるものを除く。）	二千クロイネ 一割八分
五六七の四		

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議録第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求める件外一件 七二六

七二五のうち	天然又は養殖の真珠	二千二百ク ローネ	一割八分
--------	-----------	--------------	------

一般的注釈

(1) この表の適用税率は、A欄に掲げるところによる。ただし、B欄に税率を掲げているものについては、スウェーデン政府は、いつでも、A欄の税率を廃止し、B欄の税率をこえない税率を適用することができる。

(2) 課税重量の算定は、スウェーデン輸入税表において当該品目につき定めるところによる。従属税品のうち重量を基準としないものについては、その課税標準は、それぞれ品名欄に記載するところによる。

第二部 特恵関税率表

該当するものはない。

第三十一表 ウルグアイの譲許表

この譲許表は、フランス語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

輸入税表番号	品 名	税 率
十五・七〇一	鉄鋼の棒 (a) 熱間鍛造又は熱間圧延をしたもので断面が円形、正方形又は長方形のもの 1 型鍛造をしていないもの (評価額は、外装とも一キログラムにつき五・〇五八五ペソとする。)	一キログラムにつき五・〇五八五ペソ及び従価二割一分
十五・七〇三	鉄鋼の板 (単に熱間鍛造又は熱間圧延をした平な未加工のもので、酸洗をしていない粗製のものに限る。)	三割一分
十五・七〇四	鉄鋼の板 (冷間圧延をした平な未加工のもので、酸洗をしたものに限る。)	三割一分
十五・七〇五	鉄鋼の板 (外装とも百キログラムにつき九・一ペソとする。)	三割一分
十五・七〇六	鉄鋼の板 (めつきた平なものに限る。)	三割一分
十五・七〇七	亜鉛又は鉛のめつきたもの 1 亜鉛めつきたもの	三割一分

十六・八四七	ミシン (評価額は、外装とも百キログラムにつき、十四・五六ペソとする。)	三割一分
二八四	1 家庭用のもの (a) ミシンフレームのついたものに限る。 (b) ミシンフレームのついていないものに限る。及びミシンの頭部	六分
二八七	1 家庭用のもの (評価額は、一個につき三十二・五ペソとする。)	六分

第二部 特恵関税率表

該当するものはない。

第三十三表 ドイツ連邦共和国の譲許表

この譲許表は、フランス語のみを正文とする。

第一部 最恵国関税率表

輸入税表番号	品 名	税 率
〇五〇二のうち	豚毛及びいのししの毛 (採つたままのものを除く。)	無税
一三〇三	Bのうち寒天	無税
一六〇四	調製し、又は貯蔵した魚 (キャビア及びその代用品並びに魚のスープを含む。)	無税
	C その他の	二割
	1 のうち気密容器に入れたもので容器との重量が五百グラムをこえないもの	二割
	a 鮭科のもの	二割
	f のうちまぐろ及びかつお	二割
	2 のうち鮭科のもの、まぐろ及びかつお (容器に入れたものと容器との重量が五百グラムをこえないものに限る。)	二割
	調製し、又は貯蔵したならばがに (バラリトデスカムチャチカ) の肉	三割
二〇〇六のうち	調製したタンジェリン及びマンダリン (加糖したものであるものと否を問わず、アルコールを添加していないものに限るものとし、パルプ状のものを除く。)	三割五分
二九六七	Bのうちモノソジウム・グルタマート	二割
三三〇一	A1のうちペーバミント油 (テルペンの入っていないものに限る。)	二割二分

五〇一〇	Aのうち平織の極東産の絹織物(タッサイ種のものであつてシャントン、ホナン、アサンその他これらに類するものをいう)、羽二重及びゴラ(生のものであれば単に漂白したものであつて、価格が一平方メートルにつき九ディツマル未満のものに限る。)	二割二分
六五〇二	絹体(絹んだもの及び絹み、又は織つた平ひもその他の平ひもで作つたものに限る。) Bのうち紙製の平ひもで作つたもの(ワニスその他の塗料を塗つたものを含む) Cのうちビスコースその他の人造プラスチック材料を塗つた紙製の平ひもで作つたもの 1 幅が三ミリメートル未満のもの 2 幅が三ミリメートル以上のもの 食器及び家庭用又は化粧用の道具類(磁器製のものに限る。)	一割 一割 一割五分
六九一一	Bのうちティーセットであつて、それぞれ一個のティーポット、クリーム入れ及び砂糖入れ、カップ及び受皿(六個から十二個までのものに限る。並びに皿(六個から十二個までのものであつて直径が二十センチメートルをこえないものに限る。))からなるもの 小型の像、ファンシイグッズ、室内飾付品、装飾品及び装身具	一割七分 一割七分
六九二三	D 磁器製のもの	一割七分
七〇一一	真珠(加工したものであると否を問わないものとし、セット若しくはマウントをせず、又は糸を通していないものに限る。ただし、輸送の便宜のために糸を通したものを含む。)	無税
九八〇一	A 加工していないもの B 加工したもの C その他のボタン及びボタンフォーム 2 真珠母貝その他の貝殻で作つたもの 完成していないボタン(直径が五十ミリメートル以下の円板形のものであつて、穿孔していないもの及び表面をみがいていないものに限る。) その他のもの	無税 無税 二割二分 三割

第二部 特恵関税率表
該当するものはない。

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議録第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求める件外一件 七七七

第三十五表 ベルールの譲許表 この譲許表は、英語のみを正文とする。 第一部 最恵国関税率表		
輸入税表番号	品 名	税 率
六八のうち	魚(乾燥及び塩漬をしたものに限る。)	外装とも一キログラムにつき〇・五ソール及び従価一割二分五厘
八〇	シュリンプ、かに及びスピニロープスター(調製したものに限る。)	外装とも一キログラムにつき一・二ソール及び従価一割二分五厘
一八四	きのこ類	外装とも一キログラムにつき一・二ソール及び従価一割二分五厘
一五一七	絹織物(漂白していないものに限る。)	内装とも一キログラムにつき五・五ソール及び従価一割二分五厘
三三八八	真珠母貝製のボタン	内装とも一キログラムにつき五・五ソール及び従価一割二分五厘
第二部 特恵関税率表 該当するものはない。 附屬書B 第三十八表 日本国の譲許表 この譲許表は、英語のみを正文とする。 第一部 最恵国関税率表		
輸入税表番号	品 名	税 率
二〇九のうち	とうもろこし(割らないもので飼料用のものに限る。)	一割
二二一のうち	豆類 一のうち大豆及びあずき	一割
二二三	四 その他(医薬用のものを除く。)	一割
二二六	亜麻の種	無税

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議録第四十七号 関税及び貿易に關する一般協定への日本国の加入条件に關する議定書への署名について承認を求めるの件(外二件) 七十八

二二九	純の種	無税	三三二	ソース	二割
二二一のち	採油用の種(別号に掲げるものを除く)	無税	三三七	コンデンスミルク(粉乳を含む)	三割
二二三のち	カボックの種	無税	三三三	アルコールを含まない飲料のもと(因形、泥状又は液状のものに限るものとし、砂糖を含むもの及び別号に掲げるものを除く)	二割五分
二二四のち	てんさいの種	無税		インスタントコーヒー(ソリュブルコーヒー)	二割五分
二二五のち	クローバーの種	無税		コーヒーエクス、コーヒーエッセンス及びこれらに類するものでコーヒーを含有するもの	三割
三〇一のち	野菜、海藻(食用に適するものに限る)、果実及びナット	無税		その他	二割七分五厘
	一 砂糖、糖みつ、糖水又ははちみつを加えたもの			ビール	四割
	マラスキーノチェリー及びパイナップル(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る)	二割五分	三三六	酒類(別号に掲げるものを除く)	四割五分
	さくらんぼ(マラスキーノチェリーを除く)、もも及びなし(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る)	三割	三三九のち	パーボンウイスキー及びライウイスキー	四割五分
二 其他	甲 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	三割		ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するレッテルがはり付けてあり、かつ、そのレッテルが原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。	四割五分
	アスパラガス(気密容器入のものに限る)及び	二割		ラム	四割五分
	さくらんぼ	二割五分		蒸りゆら酒類(ウイスキー、コニャック、ブランデー、リキュール及びラムを除く)	五割
乙 其他	グリッピース及びトマト	二割五分	三四一のち	一 砂糖を加えたもの	二割五分
	レモン及びライム(生のものに限る)	一割		各成分の重量割合のうち砂糖の重量割合が最も大きい食物	三割五分
	干ぶどう(種なしコリント種のものを含む)	一割五分		二 其他のち	二割五分
	干いちじく	二割五分		脂肪濃縮乳、脂肪コンデンスミルク及び乾燥脱脂	二割五分
三〇八のち	胡椒の種	二割五分		ミルク	二割五分
三二四のち	ぶどう糖(精製したものに限る)	二割五分		注 小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは保育所の児童の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクについては、この関税を免除する。	
三二五	はちみつ	三割		日本国は、関税定率法の二部を改正する法律(昭和二十九年法律第四十一号)の規定に基づき昭和二十八年政令第五十一号により定められていた関税の免除の取扱のための手続を変更する権利を留保する。ただし、法令の改正によつて実質的に譲許の効果をなくし、又はそのこととは、しないものとする。	
三二六のち	菓子	三割五分		トマトペースト及びトマトピューレー(気密容器入のものに限る)	二割
三三〇のち	チョコレート菓子及びチューインガム	三割五分			
	キャンデーその他の砂糖菓子	三割五分			
	果汁及び糖水	三割			
	一のち果汁(砂糖を加えたもので、しよ糖(天然に含有するものを含む)の重量が全重量の百分の十をこえないものに限る)	三割			
	二 其他のち果汁(砂糖を加えないもので、天然に含有するしよ糖の重量が全重量の百分の十をこえないものに限る)	二割五分			

五〇三のち	皮類(別号に掲げるものを除く) 牛皮仕上していないものに限り。	無税
四〇四のち	革類 一 牛革、水牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革 乙のち染めたもの又は着色したもの(牛革及び馬革に限るものとし、ローラーレザーを除く)	二割 二割
四二五	海綿	二割
五〇一のち	植物性揮発油 一 芳香性のもの(二種以上混合したものは、分類上調合香料とみなす) 甲のちベルガモット油、シダー油、シトロネラ油、レモン油及びオレンジ油 丙 その他のち スピアミント油 はつか油	無税 無税 一割 一割五分
五〇四	二 その他 乙 その他のち バイン油	五分
五〇八	オリブ油	無税
五二五のち	鯊脂 一 牛脂 二 その他のち 豚脂	五分 五分

注 気密容器入のトマトペースト及びトマトピューレーが、税工場において輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用され、輸出されたときは、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の規定により輸入貨物とせず、その関税を課さない。

野菜スープ及び野菜ジュース(気密容器入のものに限る。)

注 輸出用の魚類又は貝類のかん詰の製造に使用される鯊脂油については、その関税を免除する。

日本国は、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の規定に基づき昭和二十九年政令第五十五号により定められている関税の免除の取扱のための手続を変更する権利を留保する。ただし、法令の改正によつて実質的に譲渡の効果はなくし、又はそのなりことはしないものとする。

五二〇	ワセリン	二割
五二一のち	パラフィン	二割五分
五二六のち	二 その他 化粧せつけん、洗たくせつけん、薬用せつけんその他の洗淨用せつけん(せつけん質を主成分とするものに限る。)	二割
五二七のち	油、脂及び蠟(別号に掲げるものを除く) トリロイル ショートニング つや出し用ワックス 油、脂又は蠟の製品(別号に掲げるものを除く) つや出し用ワックス	二割 二割 二割五分 二割五分
五二八のち	肉豆蔻	無税
六〇三のち	デリス根(ギューベを含む)	無税
六〇四のち	コカ葉	無税
六〇六のち	樟皮	無税
六〇七のち	没食子、五倍子、檳榔子、オーク樹皮その他の植物性タンニン材料	無税
六一五のち	マングローブ樹皮、デイビデイ及びタラシインディアラバー、生ガタパーチャ及びこれらの代用物(合成ゴムを除く)	無税
六二一のち	生インディアラバー、インディアラバークラックス及び生ガタパーチャ	無税
六二二のち	松脂	五分
六二一のち	アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く)	無税
六二六	コパールゴム及びダマールゴム	無税
六二七のち	ゼラチン(食真用のものに限る)	七五分厘
六三〇	石炭酸(精製したものに限る)	二割

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件外一件 七一九

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議録第四十七号 關稅及び貿易に關する一般協定への日本國の加入条件に關する議定書への署名について承認を求めの件外一件

七二〇

六三九のうち	硝酸ソーダ(精製したものを含む。)	無税
六四〇のうち	硝酸ソーダ(精製したものを含む。)	無税
六四二のうち	硝石(硝酸カリ)	無税
六五〇	天然のもの	無税
六五五のうち	過酸化水素	一割五分
六六一	アセトン	二割
六六二のうち	クロホルム	二割
六六五	ハイドロサルファイト及びこれに類する還元剤(ロンガリッ ドを除く。)	一割五分
六六六のうち	硝酸纖維素	二割七分五厘
六六七	合成樹脂(原料用のものに限るものとし、別号に掲げるもの を除く。)	二割二分五厘
六六八	一塩化ビニル系及び酸ビニル系のもの	無税
六六九	ゴム硬化促進剤及びゴム老化防止剤	二割五分
六七〇のうち	コールドタル分りゆう物及びこれと同じ成分を有するもの (別号に掲げるものを除く。)	五分
六七二のうち	トルエン	五分
六七四のうち	コールドタル分りゆう物から誘導した化学的生成品及びこ れと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを 除く。)	五分
六七五のうち	ジエトキシル・パラ・ニトロ・フェニール・チオ・フォ スフェイト(殺虫剤用のものに限る。)、サリチル酸、オ ルソ・トルイジン及びクロロフェノール	一割
六八三のうち	ベニシリン及びストレプトマイシン	一割七分五厘
六八四	人造香料及び調合香料	一割五分
六八五のうち	人造香料(人造香味エキスを含む。)	一割五分
六八六のうち	歯みがき類	一割五分
六八七	化粧品	一割五分
六八八のうち	二のうち口紅、紅及びクリーム(ひげそり用クリームを 除く。)	三割五分
六八九のうち	三のうちおしろい	三割五分
六九〇のうち	四 その他のうちひげそり用のもの以外のもの	三割五分
六九五のうち	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品(別号に掲げるもの を除く。)	一割
七〇三のうち	四エチル鉛	一割五分
七一〇	水酸化アルミニウム	一割五分
七一一のうち	ビタミン及びビタミン製剤	一割五分
七一二のうち	ジエチルアミノアセト・二・六・キシリジッド	一割七分五厘
七二〇	抗生物質	一割七分五厘
七二五のうち	オレオマイシン	一割七分五厘
七二六のうち	その他	一割
七二七のうち	アセトニトリル	一割
七二八のうち	プロピルアルコール	一割
七二九のうち	トリエチレングリコール	一割
七三〇のうち	ポリエチレングリコール	一割
七三一のうち	プロピレングリコール	一割
七三二のうち	ソルビトール	一割
七三三のうち	ソルボーズ	一割
七三四のうち	フルフラール	一割
七三五のうち	ナフテン酸	一割
七三六のうち	アセチルサリチル酸	一割
七三七のうち	メチオニン	一割
七三八のうち	二・アミノピリミジン	一割
七三九のうち	レシチン	一割
七四〇のうち	コチゾンアセテート	一割
七四一のうち	テストステロン	一割
七四二のうち	天然染料(別号に掲げるものを除く。)	一割
七四三のうち	バタゲイ	一割
七四四のうち	硫化亜鉛	一割
七四五のうち	酸化チタン	一割五分
七四六のうち	カーボンブラック	一割五分
七四七のうち	レーキ顔料	一割五分
七四八のうち	コールドタル、ピッチ、アスファルト及び道路修築用のこ れらの製品	二割五分
七四九のうち	ギルソナイト	無税
七五〇のうち	インキ	無税
七五一のうち	印刷用のもの	無税
七五二のうち	甲 液状又は泥状のもの	無税
七五三のうち	甲の一 容器と同一個の重量が十キログラムをこ えるもの	無税

七二九のうち	ロ その他のうちアルカリブルーナー 甲の二 その他のうちアルカリブルーナー ワニス、パイロキシリンラッカー及び合成樹脂を含む塗料 (別号に掲げるものを除く。)	一割七分五厘 一割七分五厘
七三〇のうち	織維素塗料及びワニス 合成樹脂塗料 ペイント 調製ペイント(エナメルペイント及び船底塗料を除く。)	二割二分五厘 二割五分 一割五分
七三三のうち	染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)	一割
八〇一のうち	パールエッセンス セラミックカラー 織維素バルブ 製紙用亜硫酸バルブ、人造織維用亜硫酸バルブ、製紙用 クラフトバルブ及び人造織維用クラフトバルブ	一割五分 一割五分 五分
八〇二のうち	織維素バルブ	五分
八〇六のうち	亜麻、ちよ麻、ラミール、大麻、黄麻その他の植物織維(別 号に掲げるものを除く。)	無税
八二四のうち	カボック織維及びサイザル麻織維 羊毛、やぎ毛及びらくだ毛(カード又はコムしたものを 含む。)	無税
八二二のうち	アルパカの毛 人造織維(単織維の長短を問わないものとし、燃つたもの を含み、長さ十メートルの重量が五グラムをこえないもの に限る。)	無税
九〇七のうち	一 合成織維及び醋酸織維素織維のうち 合成織維の織糸及び糸 人造織維織物 一のうら合成織維織物又は合成織維と醋酸織維素織維と の交織物(織幅が三十・四センチメートルをこえるも のに限るものとし、パイル織物、タオル地、レース地、 網地、絞織布、縐織布、タイヤコード及びこれらに類す るものを除く。)	二割五分 二割五分 二割二分五厘
一〇二のうち	帽子及び帽体 二 その他 甲 フェルト製のもの くつその他のはき物 二 その他のうち車製のくつ(ゴム底又はコンボジショ ン底のもの及び帆布製革底のものを含む。)	二割五分 二割五分 三割
一〇一五のうち	バッグル、スナップ、フック、アイその他の留金類(貴金 属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さん ご、ぞうげ又はべつこうを用いたものを除く。)	一割五分
一〇一六のうち	スライドファスナー 身辺用細貨類(貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、 半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの に限る。)	一割五分
一〇一七のうち	金を用いたもの(金の価格が全価格の百分の八十未満の ものに限る。)	五割
	銀又は白金族の金属を用いたもの 衣類、衣類の附属品及びその部分品(別号に掲げるものを 除く。)	五割
	一 毛皮製若しくは毛皮付のもの又は貴金属、貴金属を めつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞう げ若しくはべつこうを用いたもののうち 金を用いたもの(金の価格が全価格の百分の八十未 満のものに限る。)	五割
	銀又は白金族の金属を用いたもの 洋服類及び外とう(毛製又は毛を交えたものに限る ものとし、メリヤス製のものを除く。)	四割
	二 その他 甲のうら洋服類及び外とう(毛製又は毛を交えたもの で、ししゅうしたものに限るものとし、メリヤス製の ものを除く。)	三割
	乙、その他のうら洋服類及び外とう(使用していない もので、毛製又は毛を交えたものに限るものとし、 メリヤス製のものを除く。)	二割五分
	壁紙 板紙(一平方メートルの重量が三百グラムをこえるものに 限る。)	一割
	タッシュペーパー(一平方メートルの重量が三十グラムを こえるもの及び別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	カーボンペーパー 書籍、習字本、習字本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物 (別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	書籍、パンフレット及び定期刊行物 紙製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
	金剛砂及びコランダムサンド(粉状のものを含む。)	一割五分

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件外一件

七三二

一一〇六のうち	メタルポリッシュ(別号に掲げるものを除く)	一割	一四〇一のうち	金銀鍍(焼いたものを含む)、マット及び鍍さい銅鍍及びモリブデン鍍(精鍍を含む)、アンチモニー鍍並びにボーキサイト	無税
一一二一のうち	貴石		一四〇五のうち	鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く)	
一一二三のうち	一のうち機械用又は工業用に使用するために形作つたもの(ダイヤモンドを除く)	五分	一塊及び片	丁 其他のうち海綿鉄	一割二分五厘
一一三三のうち	石及びその製品(別号に掲げるものを除く)		二 棒(断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む)のうち	鋼尖板	一割五分
一一二六のうち	二 其他	一割五分	五 板のうち	めつきしていないもので、厚さが〇・九ミリメートルをこえないもの	一割五分
一一二六のうち	石綿及びその製品(別号に掲げるものを除く)		ブリキ板	七 帯のうち冷間圧延したもので、炭素の含有量が全重量の百分の〇・七五以上のもの	一割五分
一一二一のうち	石膏	一割五分	八 線索、燃線及び有刺鉄線のうち	線索(直径が七ミリメートル以上のものに限る)	一割五分
一一二四のうち	一 焼いてないもの	無税	九 管(別号に掲げるものを除く)のうち	より接又は引抜によつて作つたもので、金属をめつきしていないもの	一割五分
一一二四のうち	粘土	無税	二のうちブリスター鋼の棒	注 板から製造によつて作つた棒をいう。	一割
一一二七のうち	酸性白土	無税	真ちゅう及び青銅	二のうち	一割五分
一一二八のうち	石炭(亜炭及び泥炭を含む)	無税	管(金属をめつきしていないものに限る)	くき、木ねじ、ボルト、ナット、リベット類(貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきしたものを除く)	一割五分
一一二八のうち	れき青灰(灰分の含有量が乾燥重量において全重量の百分の八をこえないものに限る)	五分	一五〇三のうち	金銀網	一割五分
一一三三のうち	石油コークス	五分	一五〇一のうち	一 織つたもの	一割五分
一一三三のうち	下ロマイト及びマグネサイト(焼いたものを含む)	無税	一五〇三のうち	甲 鋼製 真ちゅう製又は青銅製のもの(エンドレスのものを除く)	二割
一一三三のうち	マグネシウムクリンカー	無税	一五〇三のうち	ガスホルダー、液体タンク及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る)	
一一三三のうち	鉱物及びその製品(別号に掲げるものを除く)		一四一九のうち	鉄鋼製のもののうち馬蹄鉄	一割五分
一一三三のうち	一 加工していないもの、単に粉碎したもの又は単に焼いたもの	無税	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	二 其他のうち	無税	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	より接用のより媒	二割	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	高温耐火セメント、ボンディングモルタルその他	一割八分	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	の耐火性建設材料		一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	れんが(セメント製のものを除く)	一割	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	耐火れんが及び耐酸れんが	一割	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	耐火性粘土製品(別号に掲げるものを除く)	一割	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	耐火性建設材料	一割五分	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	眼鏡用ガラス(鍍たもの又は切つたものに限る)	一割五分	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	ガラスファイバー、ガラススワール及びこれらの製品	一割五分	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	ガラス繊維織物(線幅が三〇・四八センチメートルをこえるものに限る)	二割	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	ガラス製品(別号に掲げるものを除く)	一割	一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	二 其他		一四一九のうち	二のうち	一割五分
一一三三のうち	乙 其他のうちガラスコップ類		一四一九のうち	二のうち	一割五分

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議錄第四十七號

昭和三十年七月二十日 衆議院會議録第四十七号 関税及び貿易に關する一般協定への日本國の加入条件に關する議定書への署名について承認を求めるの件 外一件 七二四

金銭登録機の部分品		
一六二八	タイプライター及びその部分品	三割五分
一六二九	理化学用機器及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	三割五分
一六三〇のうち	映写機(使用フィルムの幅が十六ミリメートルをこえないものに限り。)	二割
一六三一のうち	写真機	二割
	一 映画用のものうち使用フィルムの幅が十六ミリメートルをこえるもの	二割
	三 その他	三割
一六三二のうち	写真機の部分品	一割五分
一六三三のうち	一 レンズ	三割五分
	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	三割五分
	電気蓄音機(ラジオ受信装置を有するものに限り。)	三割五分
	蓄音機(コインオペレート式のものに限り。)	三割五分
一六三四のうち	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。の部分品及び附品(ラジオ受信装置用のものを除く。)	二割五分
一六三五のうち	蓄音機用レコード	二割五分
	楽器	二割
一六三七のうち	電信機、電話機及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	一 のうち有線電信機	一割五分
	二 のうちラジオ受信機	一割八分
	三 テレビジョン受信機及びそのシャシのうち	一割五分
	。映像面の最大径が五十八・四センチメートル以上のブラウン管を使用したもの	三割
	その他	三割
	四 その他	三割
	甲 真空管	三割
一六四二のうち	自動車(自動三輪車及び原動力機をついたシャシを含む。)	三割五分
	一 のうち乗用車(乗用ジープを含む。自動三輪車を除くものとし、輪距が二百五十四センチメートルをこえるものに限り。)	三割五分
	二 その他(バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含む。無限軌道式のものを除く。のうち	三割五分
	乗用ジープ用のシャシ(原動力機をついたもので、輪距が二百五十四センチメートルをこえない	

ものに限る。)		
一六五九	乗用車用のシャシ(乗用ジープ用のものを含む、自動三輪車用のものを除くものとし、原動力機をついたもので、輪距が二百五十四センチメートルをこえるものに限り。)	三割
一六六〇のうち	車輪式けん引車(蒸気機関式のもの及び自動三輪車を除く。)	三割
	トラック(輪距が二百五十四センチメートルをこえるものに限り。)	三割
	自動車の部分品(自動車用トラクターを含む、原動力機を除く。)	三割
	一 シャシ	三割
	二 その他のうち	二割五分
	空気入りタイヤ	三割
	その他の部分品(ソリッドタイヤ、インナーチューブ及び電気装置を除く。)	三割
一六四四のうち	自転車(サイドカー付のものを含む。)	三割
	一 機関付のものうち自動二輪車(機関の気筒容積が九百・三立方センチメートル以上のものに限り。)	二割五分
一六四六のうち	車両及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	二割五分
	無限軌道式けん引車(蒸気機関式のものを除く。及びその部分品	二割五分
一六四七のうち	航空機及びその部分品(原動力機を除く。)	一割五分
	飛行機(四基以上のエンジンを有するものに限り。)	一割五分
	その他の航空機(グライダーを除く。)	一割五分
	航空機の部分品(プロペラ、ゴムタイヤ及び電気装置を除く。)	一割五分
一六五八のうち	蒸気タービン及びその部分品	一割五分
一六五九	内燃機関	三割
	一 のうち自動車用の内燃機関	三割
	二 その他のうち	一割五分
	航空機用の内燃機関	一割五分
	その他のうち電圧が二百五十キログラムをこえる一万キログラムをこえないもの	一割五分
	ウォータータービン及びベルトン水車	一割五分
一六六〇のうち	電動機(電圧が五百キログラムをこえないものに限り。)	一割五分

一六六二のうち	原動力機と発電機とを結合したもの	一割五分
一六六五	二その他	一割五分
一六六八	クレールン	一割五分
一六六九	コンクリートミキサー	一割五分
一六七一のうち	しゅんせつ機	一割五分
一六七二のうち	気体圧縮機（重量が五千キログラムをこえないものに限る）	一割五分
一六七三のうち	ミシン（ミシンの頭部を含む）	一割五分
一六七四のうち	単針直線縫工業用ミシン	一割五分
一六七五のうち	その他の工業用ミシン	一割五分
一六七六のうち	ポンプ（別号に掲げるものを除く）	一割五分
一六七七のうち	鉄鋼製ポンプ（液体用のもので、重量が五千キログラムをこえないものに限る）のうちタービンポンプ（吐出圧力が百気圧をこえるものに限る）及びタービンポンプ以外の回転式ポンプ（レシプロケーシング・タービンポンプ、ロータリーピストンポンプ、プランジャーポンプ及びギヤーポンプを除く）	一割五分
一六七八のうち	水圧機	一割五分
一六七九のうち	ニューマチックツール	一割五分
一七八〇のうち	金工機械及び木工機械（ローリングマシン、ドロイイングマシン、ネールメーカーマシン、モールドングマシン、フランジングマシン、ベンジングマシン、ムベツチングマシン等を含む）並びに金工及び木以外の硬質加工用の切削機（ニューマチックのもの及び別号に掲げるものを除く）	一割五分
一七八一のうち	金板板用の切断機	一割五分
一七八二のうち	金板加工用の中ぐり盤（治具中ぐり盤を除く）、歯切盤、研磨盤、旋盤、フライス盤及びベンジングマシン、携帯用電気工具	一割五分
一七八三のうち	紡績機械、紡績準備機械、紡績糸整理機械及び糸糸製造機械（ジニングマシン、スコアリングマシン、バンドリングマシン等を含む）	一割五分
一七八四のうち	紡績糸整理機械及び糸糸製造機械	一割五分
一七八五のうち	織機、織布準備機械及び織布整理機械	一割五分
一七八六のうち	防取縮仕上機（織物の給湿からその幅出し並びにシユウ、メーンドラム及びプランケット又はメーンドラム及びプランケットによる収縮までの工程を自動的に連続して行うものに限る）	一割五分
一七八七のうち	織物の連続式樹脂加工機	一割五分
一六八二のうち	フルファッション式くつ下縫立機	一割五分
一六八三のうち	糸布染色機械（なつ染機械を含む）糸布漂白機械及びマーセライジングマシン	一割五分
一六八四のうち	マーセライジングマシン	一割五分
一六八五のうち	連続式精練漂白機	一割五分
一六八六のうち	製紙機械及び製紙準備機械	一割五分
一六八七のうち	製紙機械	一割五分
一六八八のうち	ストロークメーカー及びバルブレファイナ	一割五分
一六八九のうち	印刷機械	一割五分
一六九〇のうち	機械（別号に掲げるものを除く）	一割五分
一六九一のうち	カールド式統計機械	一割五分
一六九二のうち	コイルカッター	一割五分
一六九三のうち	エキスカベーター	一割五分
一六九四のうち	ドロマイト投射機	一割五分
一六九五のうち	電気式溜水型プレシビーター	一割五分
一六九六のうち	熱線機	一割五分
一六九七のうち	無段変速機	一割五分
一六九八のうち	自動電気より接機	一割五分
一六九九のうち	連続式ゴム絶縁機	一割五分
一七〇〇のうち	自動コイル巻機	一割五分
一七〇一のうち	レーダー	一割五分
一七〇二のうち	空気調節装置（キャビネット式のものを含み、出力が五馬力以上の電動機により作動するものに限る）	一割五分
一七〇三のうち	電気冷蔵庫（容量が〇・一九八二立方メートルをこえないものに限る）	一割五分
一七〇四のうち	ガス冷蔵庫	一割五分
一七〇五のうち	冷油冷蔵庫	一割五分
一七〇六のうち	冷凍機（重量が百キログラムをこえないものに限る）	一割五分
一七〇七のうち	重合槽	一割五分
一七〇八のうち	合成樹脂加工用のエクストルuder	一割五分
一七〇九のうち	合成樹脂加工用のトランスファーモールドングマシン	一割五分
一七一〇のうち	合成樹脂加工用のインジェクションモールドングマシン	一割五分
一七一〇のうち	ブラットフォーマー用の循環ガス洗浄塔	一割五分
一七一〇のうち	石油精製用の脱蠟フィルター	一割五分
一七一〇のうち	クリウム分離機（直径が百五十ミリメートル以上のコンニカルディスクを有するものに限る）	一割五分
一七一〇のうち	牛乳乾燥機	一割五分
一七一〇のうち	牛乳乾燥機	一割五分

昭和三十年七月二十六日 衆議院公報第四十七号 関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件外二件 七二六

密閉式連続マーガリン製造機	一割五分
自動食品ベーキングマシン	一割五分
アイスクリームフリーザー	一割五分
びんの自動清浄機	一割五分
びん詰機	一割五分
自動包装機	一割五分
ワイヤーバウンドボックス製造機	一割五分
連続式段ボール製造機	一割五分
ベルトコンベア	一割五分
チェーンコンベア	一割五分
プレット型熱交換機	一割五分
ベレット飼料製造機	一割五分
くつ製造機	一割五分
れんが製造機	一割五分
革なめし機及び革仕上機	一割五分
真空管用の自動ブローイングマシン	一割五分
簿記会計機械	一割五分
本縫じ機	一割五分
ディクタフォン	一割五分
録音機及び再生機(事務用のものに限り)	一割五分
グレイダー	一割五分
ブルドーザー	一割五分
除草機	一割五分
人力散粉機	一割五分
土壌整理用及び耕作用の農業機械類(砕土機、除草機及びカルチベーターを除く)	一割五分
携帯用電気機器(家庭用のものを除く)	一割五分
軸受及びその部分品	一割五分
ボールベアリング、ニードルベアリング及びローラーベアリング	一割五分
ボールベアリング、ニードルベアリング及びローラーベアリングの部分品(ボール、ニードル及びローラーを除く)	一割五分
機械の部分品(別号に掲げるものを除く)	一割五分
二のうち鉄鋼製のローラー及びローラー(重量が千キログラムをこえるものに限り)	一割五分
二のうち針布	一割五分
四のうち製紙用のフェルト(エンドレスのものに限る)	一割五分
一六八八のうち	
一六八七のうち	
一七〇一	
一七〇六のうち	
一七〇九のうち	
コブラ	
一 割つてないもの	無税
二 単に切り、ひき、又は割つたもの	無税
イ その他	無税
ロ チーク	無税
ニ その他	無税
三 その他	無税
四 その他	無税
五 その他	無税
六 その他	無税
七 その他	無税
八 その他	無税
九 その他	無税
一〇 その他	無税
一一 その他	無税
一二 その他	無税
一三 その他	無税
一四 その他	無税
一五 その他	無税
一六 その他	無税
一七 その他	無税
一八 その他	無税
一九 その他	無税
二〇 その他	無税
二一 その他	無税
二二 その他	無税
二三 その他	無税
二四 その他	無税
二五 その他	無税
二六 その他	無税
二七 その他	無税
二八 その他	無税
二九 その他	無税
三〇 その他	無税
三一 その他	無税
三二 その他	無税
三三 その他	無税
三四 その他	無税
三五 その他	無税
三六 その他	無税
三七 その他	無税
三八 その他	無税
三九 その他	無税
四〇 その他	無税
四一 その他	無税
四二 その他	無税
四三 その他	無税
四四 その他	無税
四五 その他	無税
四六 その他	無税
四七 その他	無税
四八 その他	無税
四九 その他	無税
五〇 その他	無税
五一 その他	無税
五二 その他	無税
五三 その他	無税
五四 その他	無税
五五 その他	無税
五六 その他	無税
五七 その他	無税
五八 その他	無税
五九 その他	無税
六〇 その他	無税
六一 その他	無税
六二 その他	無税
六三 その他	無税
六四 その他	無税
六五 その他	無税
六六 その他	無税
六七 その他	無税
六八 その他	無税
六九 その他	無税
七〇 その他	無税
七一 その他	無税
七二 その他	無税
七三 その他	無税
七四 その他	無税
七五 その他	無税
七六 その他	無税
七七 その他	無税
七八 その他	無税
七九 その他	無税
八〇 その他	無税
八一 その他	無税
八二 その他	無税
八三 その他	無税
八四 その他	無税
八五 その他	無税
八六 その他	無税
八七 その他	無税
八八 その他	無税
八九 その他	無税
九〇 その他	無税
九一 その他	無税
九二 その他	無税
九三 その他	無税
九四 その他	無税
九五 その他	無税
九六 その他	無税
九七 その他	無税
九八 その他	無税
九九 その他	無税
一〇〇 その他	無税

〔報告書は会議録追録に掲載〕
特別四問題の解決に関する日本
とタイとの間の協定の締結につ
いて承認を求めるの件
特別四問題の解決に関する日本と
タイとの間の協定の締結につ
いて、
日本国憲法第七十三条第三号たし
書の規定に基き、国会の承認を求
める。

特別四問題の解決に関する日本
とタイとの間の協定
日本国及びタイは、
両国間の懸案である「特別四問題」
を解決することにより、両国間の伝
統的友好関係の強化及び両国間の経
済協力の増進のための基礎を確立す
ることをひとしく希望して、
次のとおり協定した。
第一条
1 日本国は、次のとおり、五十四

億円に相当する額のスターリン
グ・ポンドを、五年に分割してタ
イに支払うものとする。
(1) この協定の効力発生の日が既
する日本国の会計年度に十億円
(2) (1)の会計年度に次ぐ四年間
は、日本国の毎会計年度にそれ
ぞれ十一億円
2 1の支払に適用される為替相場
は、それぞれの支払の時に日本国
において設けられているスターリ
ン

ング・ポンドの外国為替公認銀行
電信宛相場によるものとする。
第二条
日本国は、両国間の経済協力のた
めの措置として、合意される条件及
び懸念に従い、九十六億円を限度額
とする投資及びクレジットの形式
で、日本国の資本財及び日本人の役務
をタイに供給することに同意する。
第三条
タイ政府は、次の請求権を含む

「特別四問題」に関する日本国の政府
及び国民(法人を含む)に対するす
べての請求権を、タイの政府及び国
民(法人を含む)に代つて、放棄す
る。
(1) 昭和十七年六月十八日に東京で
署名された特別四解決に関する日
本銀行とタイ大蔵省との間の協定
及び昭和十八年三月十九日にバン
コックで署名されたタイ国庫特別
四協定に関する日本銀行とタイ大

一七二七のうち	ゴム製品(ガタバーチャ製品を含み、別号に掲げるものを除く。)	五分
一七三三のうち	一のちインディアラバー液及びインディアラバーペースト	一割五分
一七三三のうち	三 その他のうちシリリングコンパウンド 合成樹脂(ヘークライトを除く)及びその製品(くすを含み、別号に掲げるものと並びに機械附属品、家具及び備付品、旅行用具(トランク、スリッパ、買物袋等をいう)、ハンドバッグ、小物入れ、財布及びこれに類するもの、テーブル掛け、食卓用その他の家庭用品及び装飾品、事務用品、腕輪、首飾その他の模造細貨類、衛生用の備付品及びその附属品、水道用品、時計用のバンド、照明用の備付品及びその附属品、釣ざお、義歯、くし、ヘアピン、眼鏡の縁並びにカーテンを除く。)	三割
一七三六のうち	写真用フィルム(現像したものを含む。)	一割
	一のちレントゲン線用のもの(撮影していないものに限り。)	三割
	二 その他のうち 映画用フィルム(撮影していないもので、幅が三十五ミリメートルのものに限るものとし、天然色のものを除く。)	三割
	映画用フィルム(撮影したもの、幅が三十五ミリメートルのものに限る。)	一メートル又はその端数にとり三十四

第二部 特恵関税率表

該当するものはない。

一七四〇のうち	万年筆(ボールペンを含む)、繰出鉛筆、鉛筆、ペシ及びこれらの部分品	四割
	一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきた金銀、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	二割五分
	二 その他	二割
	甲のうち万年筆	二割
	乙 鉛筆及び鉛筆の芯	二割
	丙 その他	二割
	ロ その他のうち万年筆の部分品	二割
一七四一のうち	野球用具、庭球用具、卓球用具、ビリヤード用具、チェス用具その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附属品(フレイミングカードを除く。)	二割
	一 野球用具、庭球用具その他の戶外運動用具並びにその部分品及び附属品のうちスキー並びにその部分品及び附属品	二割
	二 その他のうち遊戯用具並びにその部分品及び附属品(テーブルゲームを除く。)	三割
一七四九のうち	別号に掲げない物品	三割
	二 その他	一割五分
	乙 その他のうちテープレコーダー用のテープ	一割五分

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 グリーニング案法の一部を改正する法律案外一案

第五案

蔵省及びタイ銀行との間の協定に基いて日本銀行に設けられたタイ銀行特別四協定に関する請求権

この協定は、それぞれの国により、その憲法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する公文が交換された日に効力を生ずる。

(2) タイ外務大臣にあつたタイ駐在

以上のは証として、下名は、それぞれの政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

本國政府がタイ政府に売却すべきであつた金のうちまだ売却されて

千九百五十五年七月九日にバン

いない分に対する請求権

コックで、英語により本書二通を作

(a) ディレック外務大臣にあつた

成した。

坪上大使の千九百四十四年四月

日本国のために

七日付の書簡(書簡番号F八

太田(署名)

六)一九

タイのために

(b) シーセナー外務大臣にあつた

ワン・ワイタヤコン クロマ

た山本大使の千九百四十五年一

ムーン ナラティップ・ボン

月十八日付の書簡(書簡番号E

ブラバン(署名)

D九/四五)

「報告書は會議録追録に掲載」

(c) シーセナー外務大臣にあつた

タイのたいてい

た山本大使の千九百四十五年七

大橋忠一君登壇

月三日付の書簡(書簡番号E D

した二案件につきまして、外務委員会

八二/四五)

における審議の経過及び結果を御報告

(3) タイ外務省のトゥアティープ・

第一のガット議定書につき申し述べ

テワクン経済局長及びタイ銀行の

ますれば、わが国は、一昨年の仮加入宣

ブラヤット・ブンラナシリ総務部

言によつて、ガットへの暫定的な

長が千九百五十年一月四日に署名

参加を行なつておりますが、本年二月

した金の引渡確認書に掲げられて

なつております。

いる金の未引渡分に対する請求権

第九十六億円の分は、その期間、条件等

第四案

は、五年の分割払いによつて五十四億

阿國は、この協定の円滑な実施を

円に相当するポンドをタイに支払うと

確保する目的のため、協議及び阿政

とも、経済協力として九十六億圓を

府への勧告のための機関として、阿

限度とする投資及びクレジットの形に

政府の代表者から構成されるべき合

よりわが国の資本財及び役務を供給す

同委員会を東京に設置するものとす

ることを約し、うち経済協力としての

る。

九十六億圓の分は、その期間、条件等

同委員会を東京に設置するものとす

は、五年の分割払いによつて五十四億

る。

円に相当するポンドをタイに支払うと

第三条第二項に次の一号を加える。

四 その他都道府県知事が定める必要な措置

第四条を次のように改める。

(クリーニング師の設置)

第四条 営業者は、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに、一人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。

第五条第一項中「従事者数」の下に「並びに前条の規定により置いたクリーニング師の氏名その他必要な事項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所を廃止したときは、営業者は、厚生省令の定めるところにより、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第六条の見出し及び同条中「ドライクリーニング師を、クリーニング師に改める。」を「クリーニング師試験に改める。」と改める。

第七条第一項中「ドライクリーニング師を、クリーニング師に、常職」を「知識に、処理方法を、処理

に関する知識及び技能に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の試験を受けることがでる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者とする。

第八条中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(措置命令)

第十条の二 都道府県知事は、営業者が第三条又は第四条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。

第十一条中「第三条及び第四条の規定に違反したとき」を「前条の規定による命令に従わなかつたとき」に改める。

第十二条中「ドライクリーニング師を、クリーニング師に改める。」

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して一年間は、改正後のクリーニング業法(以下「新法」といふ)の第四

条本文中「営業者」とあるのは、ドライクリーニング営業(石油質溶剤を使用して衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗

たくすることを営業とすることをいう)の営業者とし、(常時五人以上の従事者)とあるのは「従事者十人以上」と読み替へるものとする。

3 この法律の施行前に改正前のクリーニング業法(以下「旧法」といふ)の規定によりなされたドライクリーニング師の免許、試験又は登録は、新法の規定によりなされたクリーニング師の免許、試験又は登録とみなす。

4 この法律の施行前に旧法第十一条の規定に基いてなされた処分は、新法第十一条の規定に基いてなされた処分とみなす。

5 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者又は厚生省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、新法第七条第三項の規定の適用については、学校教育法第四十七條に規定する者とする。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(二十五)中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師に改める。

【報告書は会費徴収記録に掲載】

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

別表第三第一号(二十五)中「ドライクリーニング師」を「クリーニング師に改める。

【報告書は会費徴収記録に掲載】

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

まず、クリーニング業法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本改正案の要旨は、第一に、従来のドライクリーニング師の制度を廃止して、新たにクリーニング師の制度を設けたこととあります。第二に、営業者は常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所ごとに一人以上のクリーニング師を置かなければならないこととしたこととあります。第三に、営業者がクリーニング所において課すべき衛生上の措置について、都道府県知事が必要な事項を定めるところとしたこととあります。第四に、クリーニング所における営業についての公衆衛生上の措置またはクリーニング師の規定に違反しているときは、従来は、都道府県知事が直ちに営業停止または閉鎖処分を行うことができたのでありますが、まず都道府県知事が措置命令を出し、その措置命令に従わなかつた場合に初めて営業停止または閉鎖処分を行うことに改めたのであります。第五に、クリーニング師の試験科目に、新たに洗たく物の処理に関する技能を加えようとするものであります。

本案は七月十九日本委員会に付託せられ、昨二十五日提出者より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

昭和三十年七月二十六日 衆議院会議録第四十七号 クリーニング業法の一部を改正する法律案一案

七二九

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本改正案の要旨は、修学資金のうち、大学に就学している者に対しての貸付額は、現行法では二千円以内となつておりましたを、三千円以内に改めるとともに、事業継続資金に対して新たに六カ月の据置期間を設けたことであります。

本法案は去る二十一日本委員会に付託せられ、昨二十五日提出者相村武一君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、今二十六日の委員会において質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は原案の通り全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長(金谷秀次君) 同案を一括して採決いたします。同案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて同案とも委員長報告の通り可決いたしました。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(赤城宗徳君外三名提出)

○大石武一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案、赤城宗徳君外三名提出、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と叫ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。文教委員長佐藤次郎君。

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

危険校舎改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)の一部の次のように改正する

第一条中「及び公立の義務教育諸学校」と並びに公立の義務教育諸学校及び高等学校に、「義務教育の」をこれらの学校における教育の」に改める。

第三條第一項中「ろ、学校を」を「学校に」の校舎を」と及び高等学校(学校教育法第一条に規定する高等学校並びに盲学校及び聾学校の高等部をいう)の校舎に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

〔報告書は会議録に掲載〕
私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五條第一項第一号中「百分の十」を「百分の十五」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年度から適用する。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔佐藤次郎君登壇〕
佐藤次郎君 ただいま上程になりました危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案並びに私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

まず、危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は内閣の提出でありまして、その要点を簡単に申し上げますと、公立義務教育諸学校の危険校舎の改築に要する経費は、地方財政の窮乏にかんがみ、法律によつて国庫から補助されることになつておりますが、公立高等学校等の危険校舎についても、その発生原因及び各設置者の財政窮乏等の事情は義務制諸学校の場合と全く同様のものであります。

本法案は、去る五月三十日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に當りましては、野原覺君、小林信一君、竹尾式君、辻原弘市君、永山忠則君、小牧次生君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、危険校舎解消のための年次計画はどうなつてゐるか、また、鉄筋、鉄骨建築に関する予算措置はどうなつてゐるか、二、高等学校以外の非義務制学校における危険校舎解消対策はどうか、三、合併町村における小、中学校等の統合整備政策等に際しては、従来行なつてゐる補助坪数の算定方式等について特別の措置を講じる考案があるか、また、従来、補助、起債の対象とならなかつたこれらの建築に対しても特別の補助、起債の措置を講ずる意思があるかなど、細部にわたつて検討が加えられたのであります。特に次の問題に関しては、各委員から強く要望されたのであります。

すなわち、一、高等学校以外の非義務制学校についても、危険校舎改築の場合には補助の対象とされた二、地方の強い建築要望にこたえて、年次計画を圧縮して、大幅な予算措置を講じられた二、また、予算の配分に當つては公平に配分された三、町村合併のための小、中学校の統合整備政策については、従来の学校施設予算の別ワクとして、この統合整備予算をすみやかに計上されたい等であります。その詳細については速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて、七月二十六日に至りまして質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次いで、自由党永山忠則君から、一、危険校舎改築費の国庫補助予算の計上にあつては、危険校舎の実態に即して、合理的な年次計画を立て、早急に、その解消を図ること。

二、鉄筋、鉄骨建築に関する地方の強い要望に鑑み、国家的見地から、その予算措置にあつては、

現在の鉄筋比率を大幅に引き上げる。

三、町村合併に伴う公立学校施設の統合整備のための建築に對しては、地方の需要を充たすに足る規模の立法、予算及び起債等の特別の措置を緊急に講ずること。

四、幼児教育の重要性に鑑み、公立幼稚園の危険校舎をも、速かに、国庫補助の対象とするよう措置すること。

など、危険校舎改築促進臨時措置法の

一部を改正する法律案に關する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立議員をもつて可決せられました。

かくて、危険校舎改築促進臨時措置

法の一部を改正する法律案は附帯決議を付して議決せられたのであります。

次に、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案について申し上げ

ます。

本法は、赤城宗徳君外三名から提出されたものでありまして、その大要を簡単に申し上げますと、一、本法制定当時、衆参兩院の文部委員会において、組合員の掛金負担の低減をはかるために、国庫補助率を早急に引き上げるよう法の改正を考慮することといふ附帯決議がなされており、その趣旨に沿うため、二、第十九国会において、厚生年金保険法の国庫補助率が百分の十から百分の十五に引き上げられ、また同法の改正に伴って生じた本

法との不均衡を是正するため、三、国家公務員共済組合法と同法を全面的に準用している本法との給付費国庫負担、補助は同事ではあるが、長期給付の財源算出上、予定利率が両者間に一分の相違があるため、本法への国庫補助は実際には少いこととなり、従つて掛金は高額となるため、四、国、公立学校教職員に比較して、私立学校教職員は、その掛金の算出基礎である俸給が低いから、強制加入を建前とする本法では、国庫補助率を高めて掛金の低減をはかるべきである等の理由によつて、退職給付、療養給付及び遺族給付に要する費用に對し、現行法に規定されている百分の十の国庫補助率を百分の十五に引き上げて、その旨を法律に明記しようとするものであります。

本法は、去る七月二十一日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に當りましては、国会法第五十七条の三に従つて、委員長から本案に對する内閣の意見を求めたところ、松村文部大臣は、内閣の意見として、内閣として本案に同意したいとの答弁があり、引き続いて永山忠則君、辻原弘市君、米田吉盛君、小牧次生君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、組合員のための福利厚生事業計画とその資金の出所について、二、組合資金の運用状況について、三、私立学校振興会と資金を相

互に運用することの妥当性についてなど、細部にわたつて検討が加えられたのであります。特に次の問題に關しては、各委員から強く要望されたところであり、すなわち、一、福利厚生事業については、公立学校共済組合と遜色のないようにされたい、二、私立学校振興会から早急に福利厚生事業のため助成がなされるよう措置されたこと等であり、その詳細については速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて、七月二十六日に至りまして質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次いで、社会党小牧次生君から、

一、私立学校教職員共済組合は、組合員の福祉を増進するための福利及び厚生に關する事業の推進につとめること。

二、私立学校教職員共済組合の長期経理における余裕金は、組合の運営上に支障がない限り、私立学校振興会に貸し付けて運用すること。

など、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案に關する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、起立議員をもつて可決せられました。

右、御報告申し上げます。

○議長(金谷秀次郎) 兩案を一括して採決いたします。兩案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次郎) 御異議なしと認めます。よつて兩案とも委員長報告の通り可決いたしました。

明二十七日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

出席國務大臣

文部大臣

厚生大臣

出席政府委員

外務政務次官

國田 直君

朝敵を省略した報告

一、昨二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

少年院法の一部を改正する法律

建築士法の一部を改正する法律

一、昨二十五日參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業災害補償法の一部を改正する法律

通商産業省設置法の一部を改正する法律

一、昨二十五日參議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和三十年度特別会計予算補正(第一号)

一、昨二十五日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

法務委員会

理事 古屋 貞雄君(理事古屋貞雄君去る二十三日委員辭任につきその補充)

理事 田中幾三郎君(理事田中幾三郎君去る二十三日委員辭任につきその補充)

理事 三郎君去る二十三日委員辭任につきその補充)

商事委員会

理事 南 好雄君(理事南好雄君去る二十五日理事辭任につきその補充)

一、昨二十五日議院運営委員長において、次の通り理事の補充を指名した。

理事 椎熊 三郎君(理事椎熊三郎君去る二十二日委員辭任につきその補充)

理事 山村新治郎君(理事山村新治郎君去る二十二日委員辭任につきその補充)

一、昨二十五日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

高村 坂彦君 加藤 精三君

小牧 次生君 杉山元治郎君

細田 綱吉君 柳田 彌三君

法務委員

正木 清君 横峯 重吉君

中井繁次郎君

昭和三十年七月二十六日 衆議院會議第四十七号 議長の報告

外務委員	阿部 五郎君	松本 七郎君
大蔵委員	山本 猛夫君	藤田 美朝君
文教委員	木崎 茂男君	高村 坂彦君
社会労働委員	西村 彰一君	福田 昌子君
多賀谷農林委員	中村 高君	日野 吉夫君
農林水産委員	吉田 重延君	井岡 大治君
商工委員	柳田 秀一君	井岡 大治君
運輸委員	櫻井 奎夫君	古屋 貞雄君
建設委員	竹谷源太郎君	竹谷源太郎君
予算委員	内藤 友明君	和田 博雄君
決算委員	田子 一民君	田子 一民君

大蔵委員	内藤 友明君	田子 一民君
文教委員	高村 坂彦君	藤田 美朝君
社会労働委員	西村 彰一君	福田 昌子君
多賀谷農林委員	中村 高君	日野 吉夫君
農林水産委員	吉田 重延君	井岡 大治君
商工委員	柳田 秀一君	井岡 大治君
運輸委員	櫻井 奎夫君	古屋 貞雄君
建設委員	竹谷源太郎君	竹谷源太郎君
予算委員	内藤 友明君	和田 博雄君
決算委員	田子 一民君	田子 一民君

砂防価格安定法案(井上良二君外六名提出)
労働者福利共済団体系案(井堀繁雄君外六名提出)
一、昨二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案
一、昨二十五日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。
優生保護法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
公職選挙法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案(内閣提出第一五〇号) 大蔵委員会 付託
優生保護法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一八号)
社会労働委員会 付託
昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案(網島正興君外七名提出、衆法第六八号)
農林水産委員会 付託
一、昨二十五日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(小林武治君外五名提出、参法第二五五号)予
公職選挙法改正に關する調査特別委員会 付託
一、昨二十五日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
医師法、齒科医師法及び藥事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
地方財政再建促進特別措置法案
地方道路維持税法案
地方交付税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方道路税法
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
地方財政の整備に關する特別措置法案
一、昨二十五日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
建築士法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日本院に提出案(参議院同付)に對する参議院の修正に同意しないことを議決した旨並びに同意した。

案に對して出席議員の三分の二以上の多数をもって、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。
少年院法の一部を改正する法律案
一、昨二十五日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
農業災害補償法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
昭和三十年度特別会計予算補正(特第一号)
一、昨二十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
日本中央競馬会の国庫納付金の補給費充當に關する質問主意書(井手以誠君提出)
米空軍爆撃演習地として青野ヶ原の使用に關する質問主意書(田中武夫君提出)

明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部 十五円
(配送料別)

発行所 東京市神田区本町一丁目一五
大藏省印刷局
電話九四四三、九四四四